# 第1回市議会定例会議案

浜 松 市

## 議 案 件 目

第	1	号議案	令和2年度浜松市一般会計補正予算(第8号) · · · · · · · · · · 別冊
第	2	号議案	令和2年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) … 別冊
第	3	号議案	令和2年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)別冊
第	4	号議案	令和2年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)·別冊
第	5	号議案	令和2年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第2号) … 別冊
第	6	号議案	令和2年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) … 別冊
第	7	号議案	令和2年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第2号) … 別冊
第	8	号議案	令和2年度浜松市育英事業特別会計補正予算(第1号)別冊
第	9	号議案	令和2年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)·別冊
第	10	号議案	令和2年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)別冊
第	11	号議案	令和2年度浜松市公債管理特別会計補正予算(第1号)別冊
第	12	号議案	令和2年度浜松市病院事業会計補正予算(第5号) ·····別冊
第	13	号議案	令和2年度浜松市水道事業会計補正予算(第2号) ·····別冊
第	14	号議案	令和2年度浜松市下水道事業会計補正予算(第3号)別冊
第	15	号議案	浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例の廃止について1
第	16	号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・・・・3
第	17	号議案	浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について5
第	18	号議案	あらたに生じた土地の確認について9
第	19	号議案	字の区域の変更について・・・・・・・11
第	20	号議案	工事請負契約締結について (浜松市福祉交流センター大規模改修工事 (建築工事)) ······13
第	21	号議案	工事請負契約締結について (浜松市福祉交流センター大規模改修工事(機械設備工事)) ······15
第	22	号議案	財産の交換について (南区倉松町道路用地) ・・・・・・・・・・・・・17

第	23	号議案	市有財産処分について (第三都田地区工場用地 10 区画、12 区画)・・・・・・・・・・・・19
第	24	号議案	市道路線認定について・・・・・・別冊
第	25	号議案	市道路線廃止について・・・・・・・別冊
第	26	号議案	市道路線変更について・・・・・・別冊
報	第	1 号	専決処分の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・21
監報	第	1 号	定期監査等の結果に関する報告について・・・・・・・別冊
監報	第	2 号	例月出納検査の結果に関する報告について ・・・・・・・・・別冊
第	27	号議案	令和3年度浜松市一般会計予算 · · · · · · · · · · 別冊
第	28	号議案	令和3年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算 · · · · · · · 別冊
第	29	号議案	令和3年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 ·····別冊
第	30	号議案	令和3年度浜松市介護保険事業特別会計予算 · · · · · · · · 別冊
第	31	号議案	令和3年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算 · · · · · · · · 別冊
第	32	号議案	令和3年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算・・・・・・別冊
第	33	号議案	令和3年度浜松市農業集落排水事業特別会計予算 · · · · · · · 別冊
第	34	号議案	令和3年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算 · · · · · · · 別冊
第	35	号議案	令和3年度浜松市公共用地取得事業特別会計予算 · · · · · · · · 別冊
第	36	号議案	令和3年度浜松市育英事業特別会計予算 · · · · · · · · · 別冊
第	37	号議案	令和3年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算 · · · · · · · 別冊
第	38	号議案	令和3年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算 · · · · · · · · 別冊
第	39	号議案	令和3年度浜松市駐車場事業特別会計予算 · · · · · · · · · 別冊
第	40	号議案	令和3年度浜松市公債管理特別会計予算 · · · · · · · · · · · · 別冊
第	41	号議案	令和3年度浜松市病院事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · 別冊
第	42	号議案	令和3年度浜松市水道事業会計予算 · · · · · · · · · · · · 別冊
第	43	号議案	令和3年度浜松市下水道事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · 別冊

第	44 号議案	浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する 条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・29
第	45 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について・・・・・・・・・・33
第	46 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について・・・・・・35
第	47 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・39
第	48 号議案	浜松市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・67
第	49 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・73
第	50 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・77
第	51 号議案	浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について・・・・・・79
第	52 号議案	浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部改正について 81
第	53 号議案	浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について・・・・・・85
第	54 号議案	浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について87
第	55 号議案	浜松市道路法等施行条例の一部改正について・・・・・・89
第	56 号議案	浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について・・・・・・・91
第	57 号議案	浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・99
第	58 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・・・103
第	59 号議案	浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に 関する特別措置条例の一部改正について・・・・・・・・・・109
第	60 号議案	浜松市新川モール条例の制定について 115
第	61 号議案	浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の 制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・121
第	62 号議案	包括外部監査契約締結について

第 15 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例の廃止について

浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例を廃止する条例

浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例(昭和31年浜松市条例第15号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 16 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市営住宅条例の一部改正について

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

## 浜松市営住宅条例の一部を改正する条例

浜松市営住宅条例(平成9年浜松市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入居の手続)	(入居の手続)
第10条 市営住宅の入居を許可された者	第10条 市営住宅の入居を許可された者
は、許可のあった日から10日以内に次に	は、許可のあった日から10日以内に次に
掲げる手続をしなければならない。	掲げる手続をしなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
	(2) 前号の規定にかかわらず、市営住宅の入
	居を許可された者が、賃貸住宅の賃借人の
	委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に
	<u>係る債務を保証することを業として行う</u>
	者であって市長が適当と認めるもの(以下
	「家賃債務保証業者」という。)を連帯保
	証人とする場合は、請書に当該家賃債務保
	証業者による当該市営住宅の入居を許可
	された者の家賃その他の当該市営住宅の
	入居に係る債務の保証に関する書面を添
	<u>えて提出すること。</u>
<u>(2)</u> (略)	(3) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 17 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

## 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例(平成29年浜松市条例第35号)の一部 を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりと	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりと
する。	する。
$(1) \sim (3)$ (略)	$(1) \sim (3)$ (略)
	(4) 防疫作業手当
(教育業務連絡指導手当)	(教育業務連絡指導手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
	_(防疫作業手当)_
	第5条の2 防疫作業手当は、職員が感染症の
	予防及び感染症の患者に対する医療に関す
	る法律(平成10年法律第114号)第6条
	第2項に規定する一類感染症及び同条第3
	項に規定する二類感染症並びにこれらに相
	当するものとして教育委員会規則で定める
	感染症(以下「感染症」という。)の患者の
	移送若しくは感染症の防疫作業又は開放性
	結核患者の予防救治の作業に従事したとき
	<u>に支給する。</u>
	2 前項の手当の額は、作業1件につき450
	円(一類感染症及びこれに相当するものとし
	て教育委員会規則で定める感染症の患者に
	係るものについては、600円)とする。
(手当の減額)	(手当の減額)
第6条 (略)	第6条 (略)
附則	附則
	_(施行期日)_
(略)	<u>1</u> (略)

(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手 当)

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、教育委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給する。この場合において、第5条の2第1項(教育委員会規則で定める作業に限る。)の規定は、適用しない。
- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1 日につき3,000円(新型コロナウイル ス感染症の患者若しくはその疑いのある者 の身体に接触し、又はこれらの者に長時間 にわたり接して行う作業その他教育委員会 がこれに準じると認める作業に従事した場 合にあっては、4,000円)とする。
- 4 附則第2項の手当の額は、勤務時間に応 じて、教育委員会規則で定めるところによ り、これを減額して支給することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 改正後の浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年5月18日 以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用する。

第 18 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、本市内に次の 土地があらたに生じたことを確認する。

浜松市長 鈴 木 康 友

1 浜松市西区舞阪町舞阪字浜表 2 6 6 8 の 3 7、 2 6 6 8 の 2 6 9、 2 6 6 8 の 3 5 の 西側に隣接した道路敷、 2 6 6 8 の 2 6 1、 2 6 6 8 の 2 5 5、 2 6 6 8 の 2 5 6 の西 側から北側に隣接した道路敷及び 2 6 6 8 の 1 9 9 の地先 公有水面埋立地

892. 31平方メートル

第 19 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

字の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市内の字の 区域を次のとおり変更する。

浜松市長 鈴 木 康 友

#### 1 西区舞阪町舞阪字浜表に編入する区域

浜松市西区舞阪町舞阪字浜表 2 6 6 8 の 3 7、 2 6 6 8 の 2 6 9、 2 6 6 8 の 3 5 の西側に隣接した道路敷、 2 6 6 8 の 2 6 1、 2 6 6 8 の 2 5 5、 2 6 6 8 の 2 5 6 の西側から北側に隣接した道路敷及び 2 6 6 8 の 1 9 9 の地先 公有水面埋立地

892. 31平方メートル

第 20 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

## 工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

工事の名称	工事の概要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市福祉交	大規模改修工事	916, 850, 000円	制限付	中建・杉浦組特定
流センター大	一式		一般競争	建設工事共同企
規模改修工事	鉄骨鉄筋コンクリ		入札	業体
(建築工事)	一卜造地上5階地		(総合評	〈代表者〉
	下2階建		価方式)	浜松市中区中沢
	延 9,025.05㎡			町71番23号
	• 大規模改修工事			中村建設株式会
	・ホール吊り天井			社
	落下防止対策工事			代表取締役
	• 駐車場整備 他			中村 仁志
				〈その他構成員〉
				浜松市中区紺屋
				町308番地の4
				株式会社杉浦組
				代表取締役社長
				杉浦 政紀

第 21 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

## 工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

工事の名称	工事の概要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市福祉交	大規模改修工事に	1,034,000,000円	制限付	日管・ハマネン特
流センター大	伴う機械設備工事		一般競争	定建設工事共同
規模改修工事	一式		入 札	企業体
(機械設備工	・空気調和設備更		(総合評	〈代表者〉
事)	新(吸収式冷温水		価方式)	浜松市中区池町
	機、空気調和機、			220番地の4
	送排風機、配管等)			日管株式会社
	• 給排水衛生設備			代表取締役社長
	更新(受水槽、ポ			三輪 容次郎
	ンプ、衛生器具、			〈その他構成員〉
	配管等)			浜松市西区入野
	・ホール吊り天井			町619番地の4
	落下防止対策工事			株式会社ハマネ
				ン設備センター
				代表取締役
				仲村 弘

第 22 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

#### 財産の交換について

道路用地の一部取得にあたり、交換差金を伴う財産の交換をする。

浜松市長 鈴 木 康 友

#### 1 交換により市が取得する財産

目的	所 在 地	財産の概要	取得予定価格
道路用地の取得	浜松市南区倉松町 字大池680番3	公衆用道路 116.19㎡	395, 477円
	浜松市南区倉松町	公衆用道路 42.94㎡	146, 155円
	字大池681番2 計 2筆	合計 159.13㎡	合計 541,632円

#### 2 交換にあたり市から相手方に供する財産

目的	所 在 地	財産の概要	取得予定価格
道路用地の 取得の交換	浜松市南区倉松町字大 池614番地先から603番	公衆用道路 326.75 m²	1, 112, 163円
に供するため	地先まで 計1筆	合計 326.75㎡	合計 1,112,163円

- 3 交換差金 570,531円
- 4 交換の相手方 浜松市南区倉松町604番地の2 株式会社大洋製作所 代表取締役 宮地信晴

第 23 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

市有財産処分について

次のとおり市有財産を売却する。

目的	財産の概要	処分予定価格	処分の相手方	備考
第三都田地 10区画の分譲	都田川山土地 区画整理事業 用地  10 区画     1,242.68 ㎡  12 区画     10,018.04 ㎡  計     11,260.72 ㎡	10区画 38,771,616円 12区画 376,678,304円 計 415,449,920円	岐阜県大垣市横曽根   三丁目2番8   株式会社メディック   代表取締役   今井 利光	(浜都の)区 (浜都の)区 (浜都の)区 (浜都の)区 (浜都の)区 (浜都の)の (浜都の)の (浜都の)の (大都の)の (大都の)の (大都の)の (大都の)の (大都の)の (大都の)の (大都の)の (大都の)の (大都の)の (大都の)の (大都の)の (大神の)
				7777番17

報 第 1 号 令和 3年 2月19日提 出

#### 専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路 瑕疵、交通事故、物損事故、障害児通所支援事務処理誤謬事件、損害賠償請求事件にかかる 和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴 木 康 友

#### 道路瑕疵

専	决	和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容
47	令和2年	和解	浜松市天竜区	令和2年	浜松市天竜区
	12月7日	433, 200円	春野町長蔵寺	6月30日	春野町宮川字竹沢2430
			A氏		番地の1地先
					物損事故
	事故の状況 午後8時45分頃、相手方車両が県道春野下泉停車場線を西進中、道				
	路上の岩石 (高さ 25 cm×幅 50 cm) に衝突し、岩石に乗り上げたこと				
		により、車両	の前部及びエンジン	レマウント等	を損傷した物損事故であ
	る。				
	負担割合	浜松市 60%	相手方 40%		
	対策	令和2年7	月 落石防止柵設置	i Lo	

専	決	和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所		
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容		
48	令和2年	和解	浜松市西区	令和2年	浜松市中区		
	12月23日	157, 561円	伊左地町	9月19日	鹿谷町39番地の15		
			B氏		地先		
					物損事故		
	事故の状況	午後6時00分頃、相手方自転車が国道257号を北進中、路肩に発生					
		した穴ぼこ(巾	した穴ぼこ(幅 8cm、長さ 50cm、深さ 5cm)に車輪を落とし転倒し、相				
		手方自転車のハンドル、ペダル等を破損した物損事故である。					
	負担割合	浜松市 60% 相手方 40%					
	対策	令和2年9月 補修工事完了。					
		I		I	I		
49	令和2年	和解	浜松市東区	令和2年	浜松市東区		
	12月23日	21,956円	小池町	10月10日	天王町1981番地の3		
			C氏		地先		
					物損事故		
	事故の状況	午後 6 時 15	分頃、相手方車両な	が市道小池 52	号線を西進中、道路上に		
		発生した穴ぼ	こ (幅 40cm、長さ 8	Ocm、深さ 10cm	cm) に右側前輪を落とし、		
		タイヤを損傷	した物損事故である	5.			
	負担割合	浜松市 50%	相手方 50%				
	対策	令和2年10	月補修工事完了。				
50	令和2年	和 解	浜松市西区	令和2年	浜松市西区		
30	12月25日	1,306,045円	傑展町	5月7日	供佐市西区   伊左地町1117番地の1		
	12/7/2011	1, 500, 045	D氏	)   37,14			
			DIX		<sup>地元</sup>   人身・物損事故		
	- 事故の状況	上 上谷 1 時 3	   公頃 - 相毛古が月		<u>ハラー物領事以</u> 直路である市道伊左地 69		
	争队少伙犯			, -,,			
		号線を歩行中、路面下に空洞ができていた箇所を踏み抜き、転倒した 際にコンクリート時に体なれたのは、助骨の骨板及び腰辺等な角傷し					
		際にコンクリート壁に体を打ちつけ、肋骨の骨折及び腰部等を負傷し、眼鏡を破損した人身及び灼損事故である。					
	負担割合	眼鏡を破損した人身及び物損事故である。 浜松市 100%					
	対策		。 月 復旧工事完了。				
	\(\frac{1}{2}\)	147H 2   0 )	, <b>以</b> 旧上于/山J。				

専	決	和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容
1	令和3年	和解	浜松市中区	令和2年	浜松市西区
	1月18日	299, 459円	葵西三丁目	2月18日	湖東町5759番地の2
			E氏		地先
					人身事故
	事故の状況	午後 7 時 50	分頃、相手方が市道	道萩湖東線を	歩行中、市道湖東 96 号線
		との交差点部	の側溝に転落し右	アキレス腱を	を断裂した人身事故であ
		る。			
	負担割合	浜松市 40%	相手方 60%		
	対策	令和2年7月	月 補修工事完了。		

## 交通事故

専	決	和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所	
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容	
51	令和2年	和解	浜松市中区	令和2年	浜松市中区	
	11月30日	549, 590円	富塚町	6月1日	富塚町4691番地の2	
			F氏		地先	
					交通事故(人身)	
	事故の状況	の状況 午後0時20分頃、公用車で市道泉倉松線を南進中、交差点を右折しよ				
		うとした際、	道路西側を南進して	てきた相手方	自転車と衝突した人身事	
		故である。				
	過失割合	浜松市100%	)			
	対 策	事故を起こ	事故を起こした職員に対し体調が悪い時は運転しないよう指導する			
		とともに、課員に対し事故防止のため安全運転を徹底するよう注意喚				
		起を図った。				

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所	
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容	
52	令和2年	和解	浜松市南区	令和2年	浜松市南区	
	11月30日	296,674円	白羽町	9月23日	白羽町1175番地	
			G氏		交通事故(物損)	
	事故の状況	午前11時20分頃、連絡ごみ回収のため3 t ダンプ車にて白羽町内を走				
		行中、停車のため車両を左側に寄せたところ、車両左後方上部が相手方				
		建物のパイプシェードに接触した物損事故である。				
	過失割合	浜松市100%				
	対 策	事故を起こし	た職員へ厳重注意	を行うととす	らに、課員に事故防止に対	
		する意識を徹底するよう注意喚起を行った。				
53	令和2年	和解	浜松市中区	令和2年	浜松市西区	
	11月30日	1,392,300円	浅田町	9月29日	西鴨江町670番地の1	
			H氏		地先	
					交通事故(物損)	
	事故の状況	事故の状況 午後1時20分頃、公用車で県道浜松雄踏線を西進中、交差点で店舗		西進中、交差点で店舗に		
		入る車を待つ最後尾の相手方車両後部に追突した物損事故である。			した物損事故である。	
	過失割合	浜松市100%				
	対 策	事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、当該職員から課員に			た、当該職員から課員に	
		対して今後の事故再発防止対策について報告を行い、事故防止に対する			た行い、事故防止に対する	
		意識を徹底する	るよう注意喚起を行	うた。		

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所		
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容		
54	令和2年	和解	浜松市南区	令和2年	浜松市南区		
	12月7日	35, 200円	田尻町	8月12日	田尻町地内		
			I氏		交通事故(物損)		
	事故の状況	午後3時00分	午後3時00分頃、家屋調査の訪問先にて公用二輪車を駐車した際、公				
		用二輪車のスタンドが完全に乾いていなかった駐車場土間コンクリー					
		トの表面に接触	トの表面に接触した物損事故である。				
	過失割合	浜松市100%					
	対 策	策 事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、課員に対		もに、課員に対して、訪問			
		前の事前確認に加え、訪問時に駐車場所を確認してから駐車場内に進入					
		するよう注意喚起した。					
2	令和3年	和解	浜松市中区	令和2年	浜松市中区		
	1月18日	37, 140円	和合北四丁目	1月14日	高丘北三丁目22番		
			J氏		地先		
					交通事故(物損)		
	事故の状況 午前10時20分頃、公用車にて市道高丘101号線を南進中、一時停止		線を南進中、一時停止を				
	無視して交差点に西進してきた相手方車両右側面と公用車前部が衝突		側面と公用車前部が衝突				
		した物損事故である。					
	過失割合	割合 浜松市10% 相手方90%					
	対 策	策 事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、課内職員に運転中に					
		起こりうる状況を予見した安全運転及び事故防止を心掛けるよう指示		防止を心掛けるよう指示			
		した。					

## 物損事故

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容
55	令和2年	和解	周智郡森町	令和2年	浜松市天竜区
	11月27日	104,500円	天宮	8月13日	春野町胡桃平498番地先
			K氏		物損事故
	事故の状況	消防ヘリコプターによる救急活動中、消防ヘリコプターからの吹き下			リコプターからの吹き下
		ろしの風により、K氏が所有する空家の屋根瓦2枚が落下し、破損した			
		物損事故である。			

## 障害児通所支援事務処理誤謬事件

専	決	和解及び損害	相手方の	和解	
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	和解の内容
3	令和3年	和解	浜松市浜北区高薗	令和3年	障害児通所支援事業
	1月14日	31,579円	775番地の1	1月14日	における利用者負担
			社会福祉法人浜松		の多子軽減措置を適
			市社会福祉事業団		用しなかったことに
			理事長 島野哲幸		対して、浜松市は相手
					方に対する損害賠償
		和解	浜松市北区根洗町	令和3年	として31,579円、
		8, 205円	681番地の5	1月14日	8,205円を支払うこと
			社会福祉法人ひか		で和解したもの。
			りの園		
			理事長 川島順三		
	誤謬の状況 令和2年6月、障害児通所支援事業における利用者負担の多子軽		用者負担の多子軽減措		
	置を適用しなかった事務処理誤りにより、5年の時効期間を過ぎ7		の時効期間を過ぎた2事		
	業者6人分について、給付費の追給及び利用者負担額の還付が生じる		負担額の還付が生じるこ		
		とが判明した。			
	和解条項	1 障害児通	所給付費にかかる追	給について、	賠償金額31,579円及び
		8,205円を支払う。			
		2 相手方はこの件に関し、当方に対してその余の請求をしない。			余の請求をしない。

## 損害賠償請求事件

32 C D //D I	× 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
専	決	和解及び損害	相手方の	和解	和解の内容
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	イロ 月牛 Vフド J 谷
4	令和3年	和解	浜松市東区	令和3年	地下道での転落事故
	1月18日	0円	有玉南町	1月18日	に係る損害賠償請求
			L氏		事件に対して和解し
					たもの。
	事件の概要	令和元年 10	月2日午後2時5分	頃、中区旭町	「の中央地下道南西入口
		階段において、視覚障がいのある相手方が転落し頭部に怪我を負		し頭部に怪我を負った。	
		この件について、転落したのは点字ブロックが設置されていなか			設置されていなかった
		市の管理上の瑕疵によるものとして、相手方から損害賠償請求事何			ら損害賠償請求事件の
		訴状が提出された。			
	和解条項	1 浜松市は	、引き続き、相手力	で含む市民	に対し、親切で、丁寧
		な対応をす	るよう努めることと	する。	
		2 浜松市は	、引き続き、視覚障	音書者を含む	障害者に配慮した道路
		の整備に努	めることとする。		
		3 相手方は	、その余の請求を放	棄する。	
		4 当事者双	方は、この和解条項	頁に定めるも	ののほか、何らの債権
		債務がないことを相互に確認する。			
		5 訴訟費用	は各自の負担とする	0	

第 44 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する条例の一部改 正について

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する条例の一部を 改正する条例

(浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 浜松市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年浜松市条例第53号)の一部を 次のように改正する。

改正前	改正後
(審査の申出)	(審査の申出)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
4 審査申出書には、審査申	出人(審査申出人 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人

- 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人 が法人その他の社団又は財団であるときは 代表者又は管理人、総代を互選したときは総 代、代理人によって審査の申出をするときは 代理人)が押印しなければならない。
- 5 6 (略)

(審査申出人の口頭による意見陳述)

#### 第7条 (略)

2 委員会は、前項の審査申出人の口頭による 意見陳述を行った場合においては、次に掲げ る事項を記載した調書を作成し、意見を聴い た委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署</u> 名押印しなければならない。

(1)~(3) (略)

(口頭審理)

第8条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載 し、提出者がこれに<u>署名押印しなければ</u>なら ない。

(1)~(3) (略)

が法人その他の社団又は財団であるときは 代表者又は管理人、総代を互選したときは総 代、代理人によって審査の申出をするときは 代理人)が<u>押印し、又は署名しなければ</u>なら ない。

5 • 6 (略)

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 (略)

2 委員会は、前項の審査申出人の口頭による 意見陳述を行った場合においては、次に掲げ る事項を記載した調書を作成し、意見を聴い た委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署</u> 名しなければならない。

(1)  $\sim$  (3) (略)

(口頭審理)

第8条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載 し、提出者がこれに<u>記名押印し、又は署名しなければ</u>ならない。

 $(1) \sim (3)$  (略)

6 (略)

に掲げる事項を記載した調書を作成し、審査 を行った委員及び調書を作成した書記がこ れに署名押印しなければならない。

(1)~(5) (略)

(事実調査)

第9条 委員会は、事実について調査を行った 場合においては、次に掲げる事項を記載した 調書を作成し、調査を行った委員及び調書を 作成した書記がこれに署名押印しなければ ならない。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(議事についての調書)

第10条 委員会は、前3条に規定するものの ほか次の事項を記載した委員会の議事につ いての調書を作成し、議事に関与した委員及 び調書を作成した書記がこれに署名押印し なければならない。

(1)  $\sim$  (4) (略)

6 (略)

7 委員会は、口頭審理を終了したときは、次 7 委員会は、口頭審理を終了したときは、次 に掲げる事項を記載した調書を作成し、審査 を行った委員及び調書を作成した書記がこ れに署名しなければならない。

 $(1)\sim(5)$  (略)

(事実調査)

第9条 委員会は、事実について調査を行った 場合においては、次に掲げる事項を記載した 調書を作成し、調査を行った委員及び調書を 作成した書記がこれに署名しなければなら ない。

(1)~(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 委員会は、前3条に規定するものの ほか次の事項を記載した委員会の議事につ いての調書を作成し、議事に関与した委員及 び調書を作成した書記がこれに署名しなけ ればならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市消防団に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市消防団に関する条例(昭和40年浜松市条例第16号)の一部を次のよう に改正する。

別記様式中「⑪」を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 45 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市職員定数条例の一部改正について

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

## 浜松市職員定数条例の一部を改正する条例

浜松市職員定数条例(昭和28年浜松市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(職員の定数)	(職員の定数)	
第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりと	第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりと	
する。	する。	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 市長の事務部局の職員 3,262人	(2) 市長の事務部局の職員 3,269人	
(3) 上下水道部の職員 <u>250人</u>	(3) 上下水道部の職員 <u>247人</u>	
(4) • (5) (略)	(4)・(5) (略)	
(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校	(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校	
その他の教育機関の職員	その他の教育機関の職員	
ア 事務部局の職員及び学校以外の教育	ア 事務部局の職員及び学校以外の教育	
機関の職員 <u>167人</u>	機関の職員 <u>173人</u>	
イ 学校の職員 4,498人	イ 学校の職員 <u>4,476人</u>	
$(7) \sim (9) \qquad (略)$	$(7) \sim (9)$ (略)	
2 (略)	2 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 46 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

第1条 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成13年浜松市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(社会福祉業務手当)	(社会福祉業務手当)
第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げるとき	第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げるとき
に支給する。	に支給する。
(1)~(3) (略)	$(1) \sim (3)$ (略)
(4) 査察指導員、社会福祉主事、身体障害	(4) 査察指導員、社会福祉主事、身体障害
者福祉司、知的障害者福祉司その他これ	者福祉司、知的障害者福祉司その他これ
らに準じる者として規則で定めるものが	らに準じる者として規則で定めるものが
社会福祉の相談、指導、保護等の業務に	社会福祉の相談、指導、保護等の業務に
従事したとき。	従事したとき <u>(次号の業務に従事したと</u>
	<u>きを除く。)</u> 。
	<u>(5) 児童相談所に勤務する職員その他規則</u>
	で定める職員が児童の福祉の相談、指導、
	<u>保護等の業務のうち規則で定めるものに</u>
	<u>従事したとき。</u>
2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分	2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に定める額とする。	に応じ、当該各号に定める額とする。
$(1) \sim (4) \qquad (略)$	$(1) \sim (4)$ (略)
	(5) 前項第5号の業務 業務に従事した日
	1日につき1,000円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手	(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手
当)	当)
5 職員が、新型コロナウイルス感染症を指	5 職員が、新型コロナウイルス感染症(病
定感染症として定める等の政令(令和2年	原体がベータコロナウイルス属のコロナウ

政令第11号)第1条に規定する新型コロ ナウイルス感染症(以下「新型コロナウイ ルス感染症」という。)から市民等の生命 及び健康を保護するために行われた措置に 係る作業であって、規則で定めるものに従 事したときは、特殊勤務手当として新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給 する。この場合において、第7条第1項第 1号(規則で定める作業に限る。)及び第 19条第1項の規定は、適用しない。 イルス(令和2年1月に、中華人民共和国 から世界保健機関に対して、人に伝染する 能力を有することが新たに報告されたもの に限る。)であるものに限る。以下同じ。) から市民等の生命及び健康を保護するため に行われた措置に係る作業であって、規則 で定めるものに従事したときは、特殊勤務 手当として新型コロナウイルス感染症防疫 等作業手当を支給する。この場合において、 第7条第1項第1号(規則で定める作業に 限る。)及び第19条第1項の規定は、適 用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この 条例の施行の日以後に従事する業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事 した業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 3年2月13日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事 した作業に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

第 47 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

第1条 浜松市手数料条例(平成12年浜松市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
別表(第2条関係)		別表 (第2条関係)
(略)		(略)
(略) 土 (1)~(32) (略) 木・建築 (33)~(80) (略) (81) (略) (81) (低炭素建物市の低炭第54 条第2項の規定に関するよる 作う場合を除り場合を以表のののでは、 では、 (で)・(が) (が) (が) (が) (が) (が) (が) (が) (が) (が)		(略) 土 (1)~(32) (略) 木 (33) 居住環境向上用途誘導 地区における建築物の建蔽 率、壁面の位置又は高さの特 例許可の申請 (34)~(81) (略) (82) 低炭素建築物新築等計 画認定の申請(都市の低炭素 化の促進に関する法律第54 条第2項の規定による申出を 行う場合を除く。) ア 都市の低炭素化の促進 に関する法律第54条第1項 第1号に掲げる基準に適合 することを記めたものを 添付する場合 次に掲げる金額の合計 額 (ア)・(イ) (略) (ウ) 一戸建ての共用部分
(一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が あ (略) い 300平方メートルを 超え <u>2,000平方メート</u> <u>ル</u> 以内のもの	<u>29, 000</u>	(一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が あ (略) い 300平方メートルを 17,000 超え1,000平方メート
<u>う</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メートル	88, 000	う 1,000平方メートル     29,000       を超え2,000平方メートル以内のもの     2,000平方メートル       を超え5,000平方メートル     87,000
を超え <u>5,000平方メート</u> 以内のもの <u>ネ</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メートルートルリ内のもの	139,000	を超え <u>5,000平方メー</u> <u>トル</u> 以内のもの <u>お</u> 5,000平方メートル <u>137,000</u> を超え10,000平方メートル以内のもの
<u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	176, 000	<u>か</u> 10,000平方メート <u>174,000</u> ルを超え25,000平方 メートル以内のもの
<u>か</u> 25,000平方メート	<u>220, 000</u>	き 25,000平方メート 217,000

ルを超えるもの (エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積の合計があ (略) い 300平方メートルを超え2,000平方メート	<u>29, 000</u>	ルを超えるもの (エ) 住宅以外の建築物又 はその部分の床面積の 合計が あ (略) い 300平方メートルを 17,000 超え1,000平方メート
<u>う</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	88,000	<u>を超え2,000平方メートル以内のもの</u> トル以内のもの <u>え</u> 2,000平方メートル 87,000 を超え5,000平方メートル以内のもの
<u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ	139, 000	<u>お</u> 5,000平方メートル <u>137,000</u> を超え10,000平方メ ートル以内のもの
ートル以内のもの <u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	176, 000	か 10,000平方メート <u>174,000</u> ルを超え25,000平方 メートル以内のもの
<u>か</u> 25,000平方メート ルを超えるもの イ ア以外の場合	220,000	き 25,000平方メート <u>217,000</u> ルを超えるもの イ ア以外の場合
次に掲げる金額の合計 額		次に掲げる金額の合計 額
(ア)・(イ) (略) (ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分		(ア)・(イ) (略) (ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分
(一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が		(一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が
あ 300平方メートル以 内のもの	<u>120, 000</u>	あ 300平方メートル以 <u>118,000</u> 内のもの
い 300平方メートルを 超え <u>2,000平方メート</u> <u>ル</u> 以内のもの	198, 000	い 300平方メートルを <u>149,000</u> 超え <u>1,000平方メート</u> ル以内のもの
<u> </u>		<u>う</u> 1,000平方メートル 195,000 <u>を超え2,000平方メー</u> トル以内のもの
<u>う</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	308,000	<u>え</u> 2,000平方メートル <u>304,000</u> を超え5,000平方メー トル以内のもの
<u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	396, 000	<u>お</u> 5,000平方メートル <u>390,000</u> を超え10,000平方メ ートル以内のもの
<u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方	473,000	<u>か</u> 10,000平方メート <u>466,000</u> ルを超え25,000平方
メートル以内のもの <u>か</u> 25,000平方メート ルを超えるもの (エ) 住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った	551,000	メートル以内のもの き 25,000平方メート 543,000 ルを超えるもの (エ) 住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った

ものを除く。)の床面積		ものを除く。)の床面積	
の合計が あ 300平方メートル以	<u>265, 000</u>	の合計が   あ 300平方メートル以 <u>246,</u>	000
内のもの い 300平方メートルを	499, 000	内のもの   い 300平方メートルを 309,	000
超え2,000平方メートルを	<u>422, 000</u>	い 300平方メートルを <u>309,</u>   超え <u>1</u> ,000平方メート	000
<u>ル</u> 以内のもの		<u>ル</u> 以内のもの	
		う 1,000平方メートル 399, を超え2,000平方メー	000
		トル以内のもの	
<u>う</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メー	601,000	<u>え</u> 2,000平方メートル <u>569,</u> を超え5,000平方メー	000
トル以内のもの		トル以内のもの	
え 5,000平方メートル を超え10,000平方メ	737, 000	<u>お</u> 5,000平方メートル <u>701,</u> を超え10,000平方メ	000
ートル以内のもの		を超え10,000平分入	
<u>お</u> 10,000平方メート	<u>869, 000</u>	<u>か</u> 10,000平方メート <u>829,</u>	000
ルを超え25,000平方 メートル以内のもの		ルを超え25,000平方   メートル以内のもの	
<u>か</u> 25,000平方メート	992,000	き 25,000平方メート 946,	000
ルを超えるもの (オ) 住宅以外の建築物又			
はその部分(モデル建物		はその部分(モデル建物	
法により評価を行った ものに限る。)の床面積			
の合計が		の合計が	
あ 300平方メートル以 内のもの	93,000		000
い 300平方メートルを	<u>156, 000</u>	い 300平方メートルを <u>120,</u>	000
超え <u>2,000平方メート</u> ル以内のもの		超え <u>1,000平方メート</u> ル以内のもの	
<u>/r</u> &r10/60/		<u> </u>	000
		<u>を超え2,000平方メー</u>	
<u>う</u> 2,000平方メートル	253, 000	<u>トル以内のもの</u>   <u>え</u> 2,000平方メートル <u>256,</u>	000
を超え5,000平方メー		を超え5,000平方メー	
トル以内のもの え 5,000平方メートル	330, 000	トル以内のもの   お 5,000平方メートル 334,	000
 を超え10,000平方メ		を超え10,000平方メ	
ートル以内のもの お 10,000平方メート	397, 000	トル以内のもの   か 10,000平方メート 402,	000
		ルを超え25,000平方	
メートル以内のもの か 25,000平方メート	465, 000	メートル以内のもの   き 25,000平方メート 471,	000
ルを超えるもの		ルを超えるもの	
(82) (略) (83) 低炭素建築物新築等計		<u>(83)</u> (略)   (84) 低炭素建築物新築等計	
画変更認定の申請(都市の低		画変更認定の申請(都市の低	
炭素化の促進に関する法律 第55条第2項において準用す		炭素化の促進に関する法律   第55条第2項において準用す	
る同法第54条第2項の規定に		る同法第54条第2項の規定に	
よる申出を行う場合を除く。)		│	
ア都市の低炭素化の促進			

に関する話と に関する に関する に関する にお第1号に 1号に 1号に 1号に 1号に 1号に 1号に 1号に		に関する法律第55条第2項第 活準用するに準用するに掲げる 54条第1項第1号に掲げを 54条第1項第1号に掲げる 基準書面と あたけするの 次に掲げるの では、(4) (略) (ウ) 一戸住工の の中の は、(ウ) 一戸の住工を のの共一の に、のの をいる。) に、のの は、のの は、のの は、のの に、の。 に、。 に、。 に、。 に、。 に、。 に、。 に、。 に、	
あ (略) い 300平方メートルを 超え <u>2,000平方メート</u> <u>ル</u> 以内のもの	17,000	あ (略) い 300平方メートルを 超え <u>1,000平方メート</u> <u>ル</u> 以内のもの	10,000
<u>う</u> 2,000平方メートル	53, 000	<u>う</u> 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの え 2,000平方メートル	17, 000 52, 000
— を超え5,000平方メー トル以内のもの		を超え5,000平方メー トル以内のもの	
<u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	83,000	<u>お</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	82,000
<u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	106, 000	<u>か</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	104, 000
<u>か</u> 25,000平方メート ルを超えるもの (エ) 住宅以外の建築物又 はその部分の床面積の	132,000	き 25,000平方メート ルを超えるもの (エ) 住宅以外の建築物又 はその部分の床面積の	130,000
合計が あ (略) い 300平方メートルを 超え2,000平方メート	<u>17, 000</u>	合計が あ (略) い 300平方メートルを 超え1,000平方メート	10,000
<u>ル</u> 以内のもの		<u>ル</u> 以内のもの <u>う</u> 1,000平方メートル <u>を超え2,000平方メー</u>	<u>17, 000</u>
<u>う</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メー	<u>53, 000</u>	トル以内のもの <u>え</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メー	<u>52, 000</u>
トル以内のもの <u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メー トル以内のもの	83,000	トル以内のもの <u>お</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	82,000
<u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方メ	106, 000	か 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	104, 000
ートル以内のもの <u>か</u> 25,000 平方メート ルを超えるもの	132, 000	メートル以内のもの   <u>き</u> 25,000平方メート ルを超えるもの	<u>130, 000</u>

イーア以外の場合	1	イ ア以外の場合
次に掲げる金額の合計		次に掲げる金額の合計
額		
(ア)・(イ) (略)		
(ウ) 一戸建ての専用住宅		(ウ) 一戸建ての専用住宅
以外の住宅の共用部分		以外の住宅の共用部分
(一次エネルギー消費		一 (一次エネルギー消費
量の評価を行ったもの		┃
に限る。)の床面積の合		に限る。)の床面積の合
計が		計が
あ 300平方メートル以	<u>61, 000</u>	あ 300平方メートル以 60,000
内のもの	101 000	内のもの
い 300平方メートルを	<u>101, 000</u>	い 300平方メートルを <u>76,000</u>
超え <u>2,000平方メート</u> ル以内のもの		超え <u>1,000平方メート</u>    ル以内のもの
<u>70</u> 00 00 00		<u>ル</u> 族内のもの う 1,000平方メートル 100,000
		<u> 1,000   カラー   - 100,000</u>   を超え2,000平方メー
		トル以内のもの
<u>う</u> 2,000平方メートル	163, 000	え 2,000平方メートル 160,000
<u></u> を超え5,000平方メー		を超え5,000平方メー
トル以内のもの		トル以内のもの
<u>え</u> 5,000平方メートル	<u>212, 000</u>	<u>お</u> 5,000平方メートル <u>209,000</u>
を超え10,000平方メ		を超え10,000平方メ
ートル以内のもの		トル以内のもの
<u>お</u> 10,000平方メート	<u>254, 000</u>	か 10,000平方メート 250,000
ルを超え25,000平方		ルを超え25,000平方
メートル以内のもの	207 000	メートル以内のもの
<u>か</u> 25,000平方メート ルを超えるもの	<u>297, 000</u>	<u>き</u> 25,000平方メート <u>293,000</u>   ルを超えるもの
(エ) 住宅以外の建築物又		
はその部分(モデル建物		はその部分(モデル建物
法により評価を行った		
ものを除く。)の床面積		ものを除く。) の床面積
の合計が		の合計が
あ 300平方メートル以	<u>133, 000</u>	あ 300平方メートル以 <u>124,000</u>
内のもの		内のもの
い 300平方メートルを	<u>214, 000</u>	い 300平方メートルを 156,000
超え2,000平方メート		超え1,000平方メート
<u>ル</u> 以内のもの		<u>ル</u> 以内のもの   う 1,000平方メートル 202,000
		トル以内のもの
う 2,000平方メートル	309, 000	え 2,000平方メートル 293,000
を超え5,000平方メー		
トル以内のもの		トル以内のもの
<u>え</u> 5,000平方メートル	382,000	<u>お</u> 5,000平方メートル <u>364,000</u>
を超え10,000平方メ		を超え10,000平方メ
ートル以内のもの		ートル以内のもの
<u>お</u> 10,000平方メート	<u>452, 000</u>	<u>か</u> 10,000平方メート <u>432,000</u>
ルを超え25,000平方		ルを超え25,000平方
メートル以内のもの か 25,000平方メート	518, 000	メートル以内のもの   き 25,000平方メート 494,000
<u>ル・</u> 25,000 平ガノート ルを超えるもの	510,000	
(1) 住宅以外の建築物又		
	J	

はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものに限る。)の床面積 の合計が あ 300平方メートル以 47,000 内のもの い 300平方メートルを 81,000 超え2,000平方メート ル以内のもの う 2,000平方メートル 135,000 を超え5,000平方メー トル以内のもの え 5,000平方メートル 178,000 を超え10,000平方メ ートル以内のもの <u>お</u> 10,000平方メート 215,000 ルを超え25,000平方 メートル以内のもの か 25,000平方メート 254,000 ルを超えるもの

(84)(略)

(85)建築物エネルギー消費 性能確保計画に係る建築物 エネルギー消費性能適合性 判定

次に掲げる金額の合計額。 ただし、工場等(工場、畜舎、 自動車車庫、自転車駐車場、 倉庫、観覧場、卸売市場、火 葬場その他エネルギーの使 用の状況に関してこれらに 類するものをいう。以下第87 号までにおいて同じ。)の部 分及びその他の非住宅部分 を有する建築物にあっては、 当該合計額と、当該工場等の 部分を当該その他の非住宅 部分とみなして算定した金 額のいずれか低い金額とす る。

住宅及び工場等以外の 建築物又はその部分(モデ ル建物法により評価を行 ったものを除く。)の床面 積(その増築又は改築(以 下第87号までにおいて「増 築等」という。)の場合に おいて、当該増築等の部分 以外の非住宅部分の一次 エネルギー消費量を基準 一次エネルギー消費量で

はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものに限る。)の床面積 の合計が あ 300平方メートル以 48,000 内のもの い 300平方メートルを 61,000 超え1,000平方メート ル以内のもの う 1,000平方メートル 82,000 を超え2,000平方メー トル以内のもの え 2,000平方メートル 136,000 を超え5,000平方メー トル以内のもの <u>お</u> 5,000平方メートル 181,000 を超え10,000平方メ ートル以内のもの か 10,000平方メート 218,000 ルを超え25,000平方 メートル以内のもの き 25,000平方メート 257,000 ルを超えるもの

(85)(略)

(86)建築物エネルギー消費 性能確保計画に係る建築物 エネルギー消費性能適合性 判定

次に掲げる金額の合計額。 ただし、工場等(工場、畜舎、 自動車車庫、自転車駐車場、 倉庫、観覧場、卸売市場、火 葬場その他エネルギーの使 用の状況に関してこれらに 類するものをいう。以下<u>第88</u> 号までにおいて同じ。)の部 分及びその他の非住宅部分 を有する建築物にあっては、 当該合計額と、当該工場等の 部分を当該その他の非住宅 部分とみなして算定した金 額のいずれか低い金額とす

住宅及び工場等以外の 建築物又はその部分(エに 規定する建築物及びモデ ル建物法により評価を行 ったものを除く。)の床面 積(その増築又は改築(以 下第88号までにおいて「増 築等」という。) の場合に おいて、当該増築等の部分 以外の非住宅部分の一次 エネルギー消費量を基準

除して得た値(以下「BEI 値」という。)を1.2以上			
としているときにあって は、当該増築等の部分の床			
面積)の合計が		は、当該増築等の部分の床面積)の合計が	
(ア) 300平方メートル以内 のもの	<u>265, 000</u>	(ア) 300平方メートル以内 のもの	246,000
(イ) 300平方メートルを超 え <u>2,000平方メートル</u> 以 内のもの	422,000	(イ) 300平方メートルを超 え <u>1,000平方メートル</u> 以 内のもの	309,000
1,100		<u>(ウ) 1,000平方メートルを</u> 超え2,000平方メートル	399, 000
<u>(ウ)</u> 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル	601,000	<u>以内のもの</u> (エ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル	569,000
以内のもの <u>(エ)</u> 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート	737,000	以内のもの   <u>(オ)</u> 5,000平方メートルを   超え10,000平方メート	701,000
ル以内のもの <u>(オ)</u> 10,000平方メートル	<u>869, 000</u>	ル以内のもの <u>(カ)</u> 10,000平方メートル	829, 000
を超え25,000平方メートル以内のもの(カ) 25,000平方メートル	992, 000	を超え25,000平方メートル以内のもの (キ)25,000平方メートル	0.46, 0.00
(N) 25,000 平	992,000		946, 000
建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行		建築物又はその部分( <u>工に</u>	
ったものに限る。)の床面 積(その増築等の場合にお		デル建物法により評価を 行ったものに限る。)の床	
いて、当該増築等の部分以 外の非住宅部分のBEI値を		面積(その増築等の場合に おいて、当該増築等の部分	
<u>1.2</u> 以上としているときに あっては、当該増築等の部		以外の非住宅部分のBEI値 を <u>1.1</u> 以上としているとき	
分の床面積)の合計が	00.000	にあっては、当該増築等の   部分の床面積)の合計が	0.4.000
(ア) 300平方メートル以内 のもの (イ) 300平方メートルを超	93, 000 156, 000	(ア) 300平方メートル以内 のもの (イ) 300平方メートルを超	94, 000 120, 000
え <u>2,000平方メートル</u> 以 内のもの	150,000		120,000
		(ウ) 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル 以内のもの	<u>158, 000</u>
(ウ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル	<u>253, 000</u>	(エ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル	256, 000
以内のもの <u>(エ)</u> 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート	330,000	以内のもの ( <u>t</u> ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート	334, 000
ル以内のもの <u>(オ)</u> 10,000平方メートル を超え25,000平方メー	397, 000	ル以内のもの ( <u>/</u> ) 10,000平方メートル を超え25,000平方メー	402,000
トル以内のもの ( <u>カ)</u> 25,000平方メートル	<u>465, 000</u>	トル以内のもの ( <u>キ)</u> 25,000平方メートル	<u>471, 000</u>

を超えるもの ウ 工場等又はその部分の 床面積(その増築等の場合 において、当該増築等の部 分以外の非住宅部分のBEI 値を1.2以上としていると きにあっては、当該増築等 の部分の床面積)の合計が		を超えるもの ウ 工場等又はその部分 <u>(工</u> に規定する建築物を除 <u>く。)</u> の床面積(その増築 等の場合において、当該増 築等の部分以外の非住宅 部分のBEI値を1.1以上と しているときにあっては、 当該増築等の部分の床面 積)の合計が
(ア) (略) (イ) 300平方メートルを超 え <u>2,000平方メートル</u> 以 内のもの	40,000	え <u>1,000平方メートル</u> 以 内のもの (ウ) 1,000平方メートルを 40,000
(ウ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル 以内のもの	104, 000	超え2,000平方メートル 以内のもの (エ) 2,000平方メートルを 103,000 超え5,000平方メートル 以内のもの
(エ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート ル以内のもの	157, 000	
(t) 10,000平方メートル を超え25,000平方メートル トル以内のもの	<u>195, 000</u>	
(カ) 25,000平方メートル を超えるもの	242, 000	
		性能向上計画の認定の通 知書を添付する場合にお いて、当該認定に係る他の
		建築物の床面積(その増築 等の場合において、当該増 築等の部分以外の非住宅
		部分のBEI値を1.1以上と しているときにあっては、 当該増築等の部分の床面
		<u>積)の合計が</u>   <u>(ア) 300平方メートル以内</u> <u>10,000</u> のもの
		(イ) 300平方メートルを超 17,000 <u>え1,000平方メートル以</u> 内のもの
		(ウ) 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル 以内のもの
		(エ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル
		以内のもの (t) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート
		<u>ル以内のもの</u> (カ) 10,000平方メートル <u>174,000</u>

			を超え25,000平方メー	
			トル以内のもの	
			(キ) 25,000平方メートル	<u>217, 000</u>
(oc)			<u>を超えるもの</u> (07) 24 25 45 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(86) 建築物エネルギー消費			(87) 建築物エネルギー消費	
性能確保計画の変更に係る			性能確保計画の変更に係る	
建築物エネルギー消費性能 適合性判定			建築物エネルギー消費性能 適合性判定	
適合性利定   次に掲げる金額の合計額。			適合性利定   次に掲げる金額の合計額。	
ただし、工場等の部分及びそ			ただし、工場等の部分及びそ	
の他の非住宅部分を有する			の他の非住宅部分を有する	
建築物にあっては、当該合計			建築物にあっては、当該合計	
額と、当該工場等の部分を当			額と、当該工場等の部分を当	
該その他の非住宅部分とみ			該その他の非住宅部分とみ	
なして算定した金額のいず			なして算定した金額のいず	
れか低い金額とする。			れか低い金額とする。	
ア 住宅及び工場等以外の			ア 住宅及び工場等以外の	
建築物又はその部分(モデ			建築物又はその部分(エに	
ル建物法により評価を行			規定する建築物及びモデ	
ったものを除く。)の床面			ル建物法により評価を行	
積(その増築等の場合にお			ったものを除く。)の床面	
いて、当該増築等の部分以			積(その増築等の場合にお	
外の非住宅部分のBEI値を			いて、当該増築等の部分以	
1.2以上としているときに			外の非住宅部分のBEI値を	
 あっては、当該増築等の部			<u>1.1</u> 以上としているときに	
分の床面積)の合計が			あっては、当該増築等の部	
			分の床面積)の合計が	
(ア) 300平方メートル以内	<u>133, 000</u>		(ア) 300平方メートル以内	124,000
のもの			のもの	
(イ) 300平方メートルを超	<u>214, 000</u>		(イ) 300平方メートルを超	<u>156, 000</u>
え2,000平方メートル以			え <u>1,000平方メートル</u> 以	
内のもの			内のもの	
			(ウ) 1,000平方メートルを	<u>202, 000</u>
			超え2,000平方メートル	
   (ウ) 2,000平方メートルを	309, 000		<u>以内のもの</u> (エ) 2,000平方メートルを	293, 000
<u>(f)</u> 2,000平ガス・ドルを   超え5,000平方メートル	309,000		超え5,000平ガス・ドルを 超え5,000平方メートル	<u> 293, 000</u>
以内のもの			以内のもの	
(エ) 5,000平方メートルを	382, 000		(オ) 5,000平方メートルを	364,000
超え10,000平方メート	002,000		超え10,000平方メート	001,000
ル以内のもの			ル以内のもの	
(オ) 10,000平方メートル	452,000		(カ) 10,000平方メートル	432,000
を超え25,000平方メー			を超え25,000平方メー	
トル以内のもの			トル以内のもの	
(カ) 25,000平方メートル	518,000		(キ) 25,000平方メートル	494,000
を超えるもの			を超えるもの	
イ 住宅及び工場等以外の			イ 住宅及び工場等以外の	
建築物又はその部分(モデ			建築物又はその部分(工に	
ル建物法により評価を行			規定する建築物を除き、モ	
ったものに限る。)の床面			デル建物法により評価を	
積(その増築等の場合にお			行ったものに限る。)の床	
いて、当該増築等の部分以			面積(その増築等の場合に	
外の非住宅部分のBEI値を			おいて、当該増築等の部分	
<u>1.2</u> 以上としているときに			以外の非住宅部分のBEI値	

あっては、当該増築等の部 分の床面積)の合計が		を <u>1.1</u> 以上としているとき にあっては、当該増築等の 部分の床面積)の合計が
(ア) 300平方メートル以内 のもの	47,000	(ア) 300平方メートル以内 48,000 のもの
(イ) 300平方メートルを超 え <u>2,000平方メートル</u> 以 内のもの	81,000	(イ) 300平方メートルを超 <u>61,000</u> え <u>1,000平方メートル</u> 以 内のもの
k100 Q 00		(ウ) 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル
(ウ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル 以内のもの	135, 000	<u>以内のもの</u> (エ) 2,000平方メートルを 136,000 超え5,000平方メートル 以内のもの
(エ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート ル以内のもの	178,000	(t) 5,000平方メートルを 181,000 超え10,000平方メート ル以内のもの
(t) 10,000平方メートル を超え25,000平方メー トル以内のもの	215, 000	(カ) 10,000平方メートル 218,000 を超え25,000平方メー トル以内のもの
(カ) 25,000平方メートル を超えるもの ウ 工場等又はその部分の	254,000	(*) 25,000平方メートル <u>257,000</u> を超えるもの ウ 工場等又はその部分(エ
床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI		に規定する建築物を除 <u>く。)</u> の床面積(その増築 等の場合において、当該増
値を1.2以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が		<ul><li>等の場合において、当該増</li><li>築等の部分以外の非住宅</li><li>部分のBEI値を1.1以上と</li><li>しているときにあっては、</li></ul>
		当該増築等の部分の床面 積)の合計が
(ア) (略) (イ) 300平方メートルを超 え <u>2,000平方メートル</u> 以 内のもの	23,000	(ア) (略) (イ) 300平方メートルを超 <u>16,000</u> え <u>1,000平方メートル</u> 以 内のもの
		(ウ) 1,000平方メートルを 23,000 超え2,000平方メートル 以内のもの
(ウ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル 以内のもの	61,000	(エ) 2,000平方メートルを 60,000 超え5,000平方メートル 以内のもの
(エ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート ル以内のもの	92,000	(t) 5,000平方メートルを 91,000 超え10,000平方メート ル以内のもの
(t) 10,000平方メートル を超え25,000平方メー トル以内のもの	116,000	(カ) 10,000平方メートル 113,000 を超え25,000平方メー トル以内のもの
(カ) 25,000平方メートル を超えるもの	143, 000	(*) 25,000平方メートル 141,000 を超えるもの エ 建築物エネルギー消費
		性能向上計画の認定の通知書を添付する場合にお
		いて、当該認定に係る他の 建築物の床面積(その増築

(87) 建築物エネルギー消費 性能確保計画の軽微な変更 に関する証明書の交付の求 め

次に掲げる金額の合計額。 ただし、工場等の部分及びその他の非住宅部分を有する 建築物にあっては、当該合計 額と、当該工場等の部分を当 該その他の非住宅部分とみ なして算定した金額のいず れか低い金額とする。

ア 住宅及び工場等以外の 建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床 積(その増築等の場合において、当該増築等のBEI値を 外の非住宅部分のBEI値を 1.2以上としているとと あっては、当該増築等の 分の床面積)の合計が

(ア) 300平方メートル以内 のもの

(イ) 300平方メートルを超 107,000

(4) 300平万メートルを超 え<u>2,000平方メートル</u>以 内のもの 等の場合において、当該増 築等の部分以外の非住宅 部分のBEI値を1.1以上と しているときにあっては、 当該増築等の部分の床面 積)の合計が (ア) 300平方メートル以内 6,000 のもの (イ) 300平方メートルを超 10,000 え1,000平方メートル以 内のもの (ウ) 1,000平方メートルを 17,000 超え2,000平方メートル 以内のもの (エ) 2,000平方メートルを 52,000 超え5,000平方メートル 以内のもの (オ) 5,000平方メートルを 82,000 超え10,000平方メート ル以内のもの (カ) 10,000平方メートル 104,000 を超え25,000平方メー トル以内のもの (キ) 25,000平方メートル <u>130, 000</u>

(88) 建築物エネルギー消費 性能確保計画の軽微な変更 に関する証明書の交付の求 め

を超えるもの

次に掲げる金額の合計額。 ただし、工場等の部分及びその他の非住宅部分を有する 建築物にあっては、当該合計 額と、当該工場等の部分を当 該その他の非住宅部分とみ なして算定した金額のいず れか低い金額とする。

ア 住宅及び工場等以外の 建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面 積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を 1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が

(ア) 300平方メートル以内 のもの

(イ) 300平方メートルを超 え<u>1,000平方メートル</u>以 内のもの

(ウ) 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル <u>62, 000</u>

<u>78, 000</u>

<u>101,000</u>

66,000

		<u>以内のもの</u>	
<u>(ウ)</u> 2,000平方メートルを	<u>154, 000</u>	<u>(エ)</u> 2,000平方メートルを	146,000
超え5,000平方メートル		□ 超え5,000平方メートル	
以内のもの		以内のもの	
(エ) 5,000平方メートルを	191,000	(オ) 5,000平方メートルを	182,000
超え10,000平方メート	131,000	超え10,000平方メート	102,000
ル以内のもの		ル以内のもの	
(オ) 10,000平方メートル	<u>226, 000</u>	( <u>)</u> 10,000平方メートル	<u>216, 000</u>
を超え25,000平方メー		を超え25,000平方メー	
トル以内のもの		トル以内のもの	
(カ) 25,000平方メートル	259, 000	(キ) 25,000平方メートル	247,000
を超えるもの		を超えるもの	
イ 住宅及び工場等以外の		イ 住宅及び工場等以外の	
建築物又はその部分(モデ			
ル建物法により評価を行		ル建物法により評価を行	
ったものに限る。)の床面		ったものに限る。)の床面	
積(その増築等の場合にお		積(その増築等の場合にお	
いて、当該増築等の部分以		いて、当該増築等の部分以	
外の非住宅部分のBEI値を		外の非住宅部分のBEI値を	
<u>1.2</u> 以上としているときに		<u>1.1</u> 以上としているときに	
あっては、当該増築等の部		あっては、当該増築等の部	
分の床面積)の合計が		分の床面積)の合計が	
(ア) 300平方メートル以内	23,000	(ア) 300平方メートル以内	24,000
050		050	<u>= =, : : :</u>
(イ) 300平方メートルを超	40,000	(1) 300平方メートルを超	30,000
え2,000平方メートル以	40,000	え1,000平方メートル以	30,000
人 <u>2,000年ガメードル</u> 妖 内のもの		人 <u>1,000平ガメードル</u> 内のもの	
1 1400 P 00			41 000
		(ウ) 1,000平方メートルを Thin 200 平方メートルを	41,000
		超え2,000平方メートル	
		<u>以内のもの</u>	
<u>(ウ)</u> (略)		<u>(ェ)</u> (略)	
<u>(エ)</u> 5,000平方メートルを	89,000	<u>(オ)</u> 5,000平方メートルを	90,000
超え10,000平方メート		┃   超え10,000平方メート	
ル以内のもの		ル以内のもの	
(オ) 10,000平方メートル	108,000	(カ) 10,000平方メートル	109,000
を超え25,000平方メー		を超え25,000平方メー	
トル以内のもの		トル以内のもの	
(カ) 25,000平方メートル	127, 000	(キ) 25,000平方メートル	128, 000
<u> </u>	127,000	<del></del>	120,000
を超えるもの		を超えるもの	
ウ 工場等又はその部分の		ウエ場等又はその部分の	
床面積(その増築等の場合		床面積(その増築等の場合	
において、当該増築等の部		において、当該増築等の部	
分以外の非住宅部分のBEI		分以外の非住宅部分のBEI	
値を <u>1.2</u> 以上としていると		値を <u>1.1</u> 以上としていると	
きにあっては、当該増築等		きにあっては、当該増築等	
の部分の床面積)の合計が		の部分の床面積)の合計が	
(ア) (略)		(ア) (略)	
(イ) 300平方メートルを超	11,000	(1) 300平方メートルを超	8,000
え2,000平方メートル以	11,000	え <u>1,000</u> 平方メートル以	3,000
人 2,000 千万 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /			
rivy O vy			11 000
		(ウ) 1,000平方メートルを 切ら2,000平方メートルを	11,000
		超え2,000平方メートル	
(.b) (m/z.)		<u>以内のもの</u>	
<u>(ウ)</u> (略)		<u>(ェ)</u> (略)	

(エ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート	<u>46, 000</u>	<u>(オ)</u> 5,000平方メートルを 超え10,000平方メート	<u>45, 000</u>
ル以内のもの		ル以内のもの	
(t) 10,000平方メートル を超え25,000平方メー	<u>58, 000</u>	( <u>)</u> 10,000平方メートル を超え25,000平方メー	<u>56, 000</u>
トル以内のもの		トル以内のもの	
( <u>カ)</u> 25,000平方メートル を超えるもの	71,000	<u>(キ)</u> 25,000平方メートル を超えるもの	70,000
(88) 建築物エネルギー消費		(89) 建築物エネルギー消費	
性能向上計画認定の申請(建築物のエネルギー浴典性や		性能向上計画認定の申請(建	
築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第30条		■ 築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律 <u>第35条</u>	
第2項の規定による申出を行		第2項の規定による申出を行	
う場合を除く。)   ア 建築物のエネルギー消		う場合を除く。)   ア 建築物のエネルギー消	
費性能の向上に関する法		費性能の向上に関する法	
律 <u>第30条第1項第1号</u> (同項 第4号に規定する場合にあ			
っては、同項第1号及び第4		っては、同項第1号及び第4	
号) に掲げる基準に適合することを証する書面とし		号)に掲げる基準に適合することを証する書面とし	
て市長が認めたものを添		て市長が認めたものを添	
付する場合 当該計画に係る一の申		│	
請建築物及び他の建築物		請建築物及び他の建築物	
ごとに次に掲げる金額を 合計した額の合計額		ごとに次に掲げる金額を   合計した額の合計額	
(ア)・(イ) (略)		(ア)・(イ) (略)	
(ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分		(ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分	
(一次エネルギー消費		(一次エネルギー消費	
量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合		量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合	
計が		計が	
あ (略) い 300平方メートルを	29, 000	あ (略) い 300平方メートルを	17,000
超え2,000平方メート	29,000	超え1,000平方メート	17,000
<u>ル</u> 以内のもの		<u>ル</u> 以内のもの う 1,000平方メートル	20, 000
		<u>ラー1,000平ガメードル</u> <u>を超え2,000平方メー</u>	29,000
<u>う</u> 2,000平方メートル	99 000	<u>トル以内のもの</u> え 2,000平方メートル	97 000
<u>り</u> 2,000平万メートル を超え5,000平方メー	88,000	<u>え</u> 2,000平万メードル   を超え5,000平方メー	87,000
トル以内のもの え 5,000平方メートル	120 000	トル以内のもの お 5,000平方メートル	127 000
<u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ	139, 000		137,000
ートル以内のもの	176 000	ートル以内のもの	174 000
<u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方	<u>176, 000</u>	<u>か</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方	<u>174, 000</u>
メートル以内のものか、25,000 東 末 メート	220 000	メートル以内のもの	217 000
<u>か</u> 25,000平方メート ルを超えるもの	<u>220, 000</u>	<u>き</u> 25,000平方メート ルを超えるもの	217,000
(エ) 住宅以外の建築物又		(エ) 住宅以外の建築物又	
はその部分の床面積の		はその部分の床面積の	

合計が	1	合計が
あ (略)		
い 300平方メートルを 超え2,000平方メート	<u>29, 000</u>	い 300平方メートルを <u>17,000</u>   超え <u>1,000</u> 平方メート
ル以内のもの		
		<u>う 1,000平方メートル</u> 29,000
		<u>を超え2,000平方メー</u>
う 2,000平方メートル	88, 000	<u>トル以内のもの</u> え 2,000平方メートル 87,000
<u>ク</u> 2,000平ガゲードル を超え5,000平方メー	80,000	
トル以内のもの		トル以内のもの
<u>え</u> 5,000平方メートル	<u>139, 000</u>	<u>お</u> 5,000平方メートル <u>137,000</u>
を超え10,000平方メ ートル以内のもの		
お 10,000平方メート	176, 000	か 10,000平方メート 174,000
ルを超え25,000平方		┃
メートル以内のもの	000 000	メートル以内のもの
<u>か</u> 25,000平方メート ルを超えるもの	<u>220, 000</u>	<u>き</u> 25,000平方メート <u>217,000</u>   ルを超えるもの
イア以外の場合		
当該計画に係る一の申		当該計画に係る一の申
請建築物及び他の建築物		請建築物及び他の建築物
ごとに次に掲げる金額を 合計した額の合計額		ごとに次に掲げる金額を   合計した額の合計額
(ア)・(イ) (略)		(ア)・(イ) (略)
(ウ) 一戸建ての専用住宅		(ウ) 一戸建ての専用住宅
以外の住宅の共用部分		以外の住宅の共用部分
(一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの		
に限る。)の床面積の合		に限る。)の床面積の合
計が		計が
あ 300平方メートル以 内のもの	<u>120, 000</u>	あ 300平方メートル以 <u>118,000</u> 内のもの
い 300平方メートルを	198, 000	
超え2,000平方メート	200,000	超え1,000平方メート
<u>ル</u> 以内のもの		<u>ル</u> 以内のもの
		<u>う 1,000平方メートル</u> <u>195,000</u> を超え2,000平方メー
<u>う</u> 2,000平方メートル	<u>308, 000</u>	<u>え</u> 2,000平方メートル <u>304,000</u>
を超え5,000平方メー		を超え5,000平方メー
トル以内のもの え 5,000平方メートル	396, 000	トル以内のもの   お 5,000平方メートル 390,000
を超え10,000平方メ	330, 000	
ートル以内のもの		トル以内のもの
<u>お</u> 10,000平方メート	<u>473, 000</u>	<u>か</u> 10,000平方メート <u>466,000</u>
ルを超え25,000平方 メートル以内のもの		
<u>か</u> 25,000平方メート	<u>551, 000</u>	き 25,000 平方メート 543,000
ルを超えるもの		ルを超えるもの
(エ) 住宅以外の建築物又		(エ) 住宅以外の建築物又
はその部分(モデル建物法により評価を行った		│
ものを除く。)の床面積		ものを除く。) の床面積

σ Δ =1 . γ;	1.1		1
の合計が	0.05 0.00	の合計が	0.46.000
あ 300平方メートル以 内のもの	<u>265, 000</u>	あ 300平方メートル以 内のもの	246, 000
い 300平方メートルを	499 000		200 000
超え <u>2,000平方メート</u>	422,000	超え1,000平方メート	309, 000
<u>超え2,000平ガメート</u> ル以内のもの		<u>超え1,000年ガメート</u> ル以内のもの	
<u>70</u> 5777107 8 07		<u>う 1,000平方メートル</u>	399, 000
		を超え2,000平方メー	399,000
		トル以内のもの	
う 2,000平方メートル	601, 000	え 2,000平方メートル	569, 000
を超え5,000平方メー	001,000	を超え5,000平方メー	000,000
トル以内のもの		トル以内のもの	
え 5,000平方メートル	737, 000	お 5,000平方メートル	701,000
<u></u> を超え10,000平方メ		を超え10,000平方メ	
ートル以内のもの		ートル以内のもの	
お 10,000平方メート	869, 000	か 10,000平方メート	829,000
 ルを超え25,000平方		ルを超え25,000平方	
メートル以内のもの		メートル以内のもの	
<u>か</u> 25,000平方メート	992, 000	<u>き</u> 25,000平方メート	946,000
ルを超えるもの		ルを超えるもの	
(オ) 住宅以外の建築物又		(オ) 住宅以外の建築物又	
はその部分 (モデル建物		はその部分(モデル建物	
法により評価を行った		法により評価を行った	
ものに限る。)の床面積		ものに限る。)の床面積	
の合計が		の合計が	
あ 300平方メートル以	93,000	あ 300平方メートル以	94,000
内のもの	150,000	内のもの	100 000
い 300平方メートルを	<u>156, 000</u>	い 300平方メートルを 切ら1,000平方メート	<u>120, 000</u>
超え <u>2,000平方メート</u> ル以内のもの		超え <u>1,000平方メート</u> ル以内のもの	
<u>70</u> (2) (10) (10)		<u> </u>	158, 000
		を超え2,000平方メー	156,000
		トル以内のもの	
う 2,000平方メートル	253, 000	え 2,000平方メートル	256, 000
を超え5,000平方メー	200,000	を超え5,000平方メー	200,000
トル以内のもの		トル以内のもの	
<u>え</u> 5,000平方メートル	330, 000	<u>お</u> 5,000平方メートル	334,000
 を超え10,000平方メ			
ートル以内のもの		ートル以内のもの	
<u>お</u> 10,000平方メート	397, 000	<u>か</u> 10,000平方メート	402,000
ルを超え25,000平方		ルを超え25,000平方	
メートル以内のもの		メートル以内のもの	
<u>か</u> 25,000平方メート	465, 000	<u>き</u> 25,000平方メート	<u>471, 000</u>
ルを超えるもの		ルを超えるもの	
(89) 建築物エネルギー消費		(90) 建築物エネルギー消費	
性能向上計画認定の申請(建		性能向上計画認定の申請(建	
築物のエネルギー消費性能		築物のエネルギー消費性能	
の向上に関する法律第30条		の向上に関する法律第35条	
第2項の規定による申出を行		<u>第2項</u> の規定による申出を行	
う場合に限る。) 次に掲げる金額の合計額		う場合に限る。)   次に掲げる金額の合計額	
火に拘りる金額の合計領 ア・イ (略)			
(90) 建築物エネルギー消費		(91) 建築物エネルギー消費	
(90) 性能向上計画変更認定の申		性能向上計画変更認定の申	
14 15 11 11 11 11 2 文 11 12 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	[ ]	压肥四工时四次欠舱足切中	I

請(他の建築物を新る場合 に記合消費 に記合消費 を新るより で建築物の上においての の主第30条第2項におりで でではおりでの の主におりでの の主におりでの のを第30条第2項での をかりの をがまりますでの をいまがでする ででで、 ででは、 ででは、 でのの でのの でのの でのの でのの でのの でのの での	
当該計画において変更となる一の申請建築物及	
び他の建築物ごとに次に	
掲げる金額を合計した額 の合計額	
(ア)・(イ) (略) (ウ) 一戸建ての専用住宅	
以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費	
量の評価を行ったもの	
に限る。)の床面積の合 計が	
あ (略) い 300平方メートルを 超え <u>2,000平方メート</u> <u>ル</u> 以内のもの	17,000
<u>う</u> 2,000平方メートル	<u>53, 000</u>
を超え5,000平方メー トル以内のもの	
<u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ	83,000
ートル以内のもの <u>お</u> 10,000平方メート	<u>106, 000</u>
ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	
<u>か</u> 25,000平方メート ルを超えるもの	132,000
(エ) 住宅以外の建築物又 はその部分の床面積の	
合計が	
あ (略) い 300平方メートルを	<u>17, 000</u>
超え2,000平方メート	

ル以内のもの

請(他の建築物を新たに記載 する変更が含まれる場合及 び建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律第 36条第2項において準用する 同法第35条第2項の規定によ る申出を行う場合を除く。) ア 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律第36条第2項において準 用する同法第35条第1項第 1号(同項第4号に規定する 場合にあっては、同項第1 号及び第4号)に掲げる基 準に適合することを証す る書面として市長が認め たものを添付する場合 当該計画において変更 となる一の申請建築物及 び他の建築物ごとに次に 掲げる金額を合計した額 の合計額 (r) · (1) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。) の床面積の合 計が

あ (略)

い 300平方メートルを 10,000 超え1,000平方メート ル以内のもの う 1,000平方メートル 17,000 <u>を超え2,000</u>平方メー トル以内のもの え 2,000平方メートル 52,000 を超え5,000平方メー トル以内のもの <u>お</u> 5,000平方メートル 82,000 を超え10,000平方メ ートル以内のもの か 10,000平方メート 104,000 ルを超え25,000平方 メートル以内のもの き 25,000平方メート 130,000 ルを超えるもの (エ) 住宅以外の建築物又

はその部分の床面積の

い 300平方メートルを

ル以内のもの

超え1,000平方メート

10,000

合計が あ (略)

	1	<u>う 1,000平方メートル</u>	<u>17,000</u>
		<u>を超え2,000平方メー</u> トル以内のもの	
<u>う</u> 2,000平方メートル	53,000	<u>え</u> 2,000平方メートル	52,000
を超え5,000平方メー		を超え5,000平方メー	
トル以内のもの	00.000	トル以内のもの	00 000
<u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ	83,000	<u>お</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ	82,000
ートル以内のもの			
お 10,000平方メート	106, 000	カ 10,000平方メート	104, 000
 ルを超え25,000平方			
メートル以内のもの		メートル以内のもの	
<u>か</u> 25,000平方メート	<u>132, 000</u>	<u>き</u> 25,000平方メート	<u>130, 000</u>
ルを超えるもの		ルを超えるもの	
イ ア以外の場合 当該計画において変更		│	
となる一の申請建築物及		となる一の申請建築物及	
び他の建築物ごとに次に		び他の建築物ごとに次に	
掲げる金額を合計した額		掲げる金額を合計した額	
の合計額		の合計額	
(ア)・(イ) (略)		(ア)・(イ) (略)	
(ウ) 一戸建ての専用住宅		(ウ) 一戸建ての専用住宅	
以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費		以外の住宅の共用部分   (一次エネルギー消費	
量の評価を行ったもの			
に限る。)の床面積の合		に限る。) の床面積の合	
計が		計が	
あ 300平方メートル以	<u>61, 000</u>	あ 300平方メートル以	60,000
内のもの		内のもの	<b>-</b> 0.000
い 300平方メートルを おき2,000平方メート	<u>101, 000</u>	い 300平方メートルを 切ら1,000平大ス・ト	<u>76, 000</u>
超え <u>2,000平方メート</u> ル以内のもの		超え <u>1,000平方メート</u>   ル以内のもの	
<u> </u>		j 1,000平方メートル	100,000
		を超え2,000平方メー	
		トル以内のもの	
<u>う</u> 2,000平方メートル	<u>163, 000</u>	<u>え</u> 2,000平方メートル	<u>160, 000</u>
を超え5,000平方メー トル以内のもの			
え 5,000平方メートル	212, 000	お 5,000平方メートル	209, 000
を超え10,000平方メ	===, * * *		
ートル以内のもの		トル以内のもの	
<u>お</u> 10,000平方メート	<u>254, 000</u>	か 10,000平方メート	<u>250, 000</u>
ルを超え25,000平方		ルを超え25,000平方	
メートル以内のもの か 25,000平方メート	297, 000		293, 000
<u>が</u> 25,000 平ガス・ド ルを超えるもの	297,000		<u> 293, 000</u>
(エ) 住宅以外の建築物又		(エ) 住宅以外の建築物又	
はその部分(モデル建物		はその部分(モデル建物	
法により評価を行った		法により評価を行った	
ものを除く。)の床面積		ものを除く。)の床面積	
の合計が キュートルバ	122 000	の合計があるのですメートル以	194 000
あ 300平方メートル以 内のもの	<u>133, 000</u>	あ 300平方メートル以 内のもの	<u>124, 000</u>
い 300平方メートルを	214, 000	い 300平方メートルを	156,000
い 300平方メートルを	214,000	い 300平方メートルを	<u>156, 000</u>

超え2,000平方メート	- 1	超え1,000平方メート	- 1
<u>ル</u> 以内のもの		<u>ル</u> 以内のもの	
		<u>う 1,000平方メートル</u>	202, 000
		<u>を超え2,000平方メー</u> トル以内のもの	
う 2,000平方メートル	309, 000	え 2,000平方メートル	293, 000
を超え5,000平方メー	300,000		
トル以内のもの		トル以内のもの	
<u>え</u> 5,000平方メートル	<u>382, 000</u>	<u>お</u> 5,000平方メートル	364,000
を超え10,000平方メ		を超え10,000平方メ	
ートル以内のもの	450.000	ートル以内のもの	400 000
<u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方	<u>452, 000</u>	<u>か</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方	432,000
メートル以内のもの		メートル以内のもの	
か 25,000平方メート	518, 000	き 25,000平方メート	494, 000
ルを超えるもの		ルを超えるもの	
(オ) 住宅以外の建築物又		(オ) 住宅以外の建築物又	
はその部分(モデル建物		はその部分(モデル建物	
法により評価を行った		法により評価を行った	
ものに限る。)の床面積の合計が		ものに限る。)の床面積 の合計が	
あ 300平方メートル以	47, 000	あ 300平方メートル以	48, 000
内のもの	11,000	内のもの	10,000
い 300平方メートルを	<u>81, 000</u>	い 300平方メートルを	61,000
超え <u>2,000平方メート</u>		超え <u>1,000平方メート</u>	
<u>ル</u> 以内のもの		<u>ル</u> 以内のもの	
		<u>う 1,000平方メートル</u> か招き2,000平方メートル	82,000
		<u>を超え2,000平方メー</u>   トル以内のもの	
う 2,000平方メートル	135, 000	え 2,000平方メートル	136, 000
を超え5,000平方メー			
トル以内のもの		トル以内のもの	
<u>え</u> 5,000平方メートル	<u>178, 000</u>	<u>お</u> 5,000平方メートル	<u>181, 000</u>
を超え10,000平方メ		を超え10,000平方メ	
ートル以内のもの お 10,000平方メート	215, 000		218,000
10,000 平ガ / 一下   10,000 平ガ / 一下   ルを超え25,000 平方	213, 000		210,000
メートル以内のもの		メートル以内のもの	
<u>か</u> 25,000平方メート	254,000	き 25,000平方メート	257,000
ルを超えるもの		ルを超えるもの	
(91) 建築物エネルギー消費		(92) 建築物エネルギー消費	
性能向上計画変更認定の申		性能向上計画変更認定の申	
請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合を		請(他の建築物を新たに記載   する変更が含まれる場合を	
除くものとし、建築物のエネ			
ルギー消費性能の向上に関		ルギー消費性能の向上に関	
する法律 <u>第31条第2項</u> におい		する法律 <u>第36条第2項</u> におい	
て準用する同法 <u>第30条第2項</u>		て準用する同法 <u>第35条第2項</u>	
の規定による申出を行う場		の規定による申出を行う場	
合に限る。)   次に掲げる金額の合計額		合に限る。)   次に掲げる金額の合計額	
<ul><li>(略)</li></ul>		火に拘ける金額の合計額	
(92) 建築物エネルギー消費		(93) 建築物エネルギー消費	
性能向上計画変更認定の申		性能向上計画変更認定の申	

請(他の建築物を新たに記載 する変更が含まれる場合に 限る。) 次に掲げる金額の合計額

ア 当該計画において新た に記載する他の建築物に つき、第88号に掲げる区分 に応じ、それぞれ当該手数 料の金額に相当する金額 (略)

(93) 建築物エネルギー消費 性能基準に適合している旨 の認定の申請

ア 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律第2条第3号に掲げる基 準に適合することを証す る書面として市長が認め たものを添付する場合

次に掲げる金額の合計

(ア) • (イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。) の床面積の合 計が

あ (略)

い 300平方メートルを 超え2,000平方メート ル以内のもの

29,000

88,000

139,000

176,000

29,000

<u>う</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの

え 5,000平方メートル を超え10,000平方メ

ートル以内のもの お 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの

か 25,000平方メート 220,000 ルを超えるもの

(エ) 住宅以外の建築物又 はその部分の床面積の 合計が

あ (略)

い 300平方メートルを 超え2,000平方メート ル以内のもの

請(他の建築物を新たに記載 する変更が含まれる場合に 限る。)

次に掲げる金額の合計額 当該計画において新た に記載する他の建築物に つき、<u>第89号</u>に掲げる区分 に応じ、それぞれ当該手数 料の金額に相当する金額 (略)

(94) 建築物エネルギー消費 性能基準に適合している旨 の認定の申請

ア 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律第2条第1項第3号に掲げ る基準に適合することを 証する書面として市長が 認めたものを添付する場

次に掲げる金額の合計

(ア) · (イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。) の床面積の合 計が

あ (略)

い 300平方メートルを 超え1,000平方メート ル以内のもの

う 1,000平方メートル <u>を超</u>え2,000平方メー トル以内のもの

<u>え</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの

お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの

か 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの

き 25,000平方メート ルを超えるもの

(エ) 住宅以外の建築物又 はその部分の床面積の 合計が

あ (略)

い 300平方メートルを 超え1,000平方メート ル以内のもの

17,000

29,000

87,000

137,000

174,000

217,000

17,000

		う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー	29,000
<u>う</u> 2,000平方メートル	88, 000	<u>トル以内のもの</u> <u>え</u> 2,000平方メートル	87,000
を超え5,000平方メー トル以内のもの			
<u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	139, 000	<u>お</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	137,000
<u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方	<u>176, 000</u>	<u>か</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方	174,000
メートル以内のもの <u>か</u> 25,000平方メート ルを超えるもの	<u>220, 000</u>	メートル以内のもの <u>き</u> 25,000平方メート ルを超えるもの	<u>217, 000</u>
イ ア以外の場合 次に掲げる金額の合計		イ ア以外の場合   次に掲げる金額の合計	
額 (ア) (略)			
(イ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分		(イ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分	
(仕様基準又はフロア入 力法により評価を行っ		(仕様基準 <u>、モデル住宅</u> 法又はフロア入力法に	
たものを除く。)の申請 戸数が		より評価を行ったものを除く。)の申請戸数が	
あ〜け (略) (ウ) (略)		あ~け (略) (ヴ) (略)	
(エ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分		(エ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分	
(仕様基準又はフロア 入力法により評価を行		(仕様基準、モデル住宅       法又はフロア入力法に	
ったものに限る。)の申請戸数が		より評価を行ったものに限る。)の申請戸数が	
あ~け (略) (t) 一戸建ての専用住宅		あ~け (略) (オ) 一戸建ての専用住宅	
以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費		以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費	
量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が		│	
あ 300平方メートル以 内のもの	<u>120, 000</u>	あ 300平方メートル以 内のもの	<u>118, 000</u>
い 300平方メートルを 超え <u>2,000平方メート</u> ル以内のもの	<u>198, 000</u>	い 300平方メートルを 超え <u>1,000平方メート</u> ル以内のもの	149,000
<u> </u>		う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー	195, 000
<u>う</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メー	308, 000	<u>トル以内のもの</u> <u>え</u> 2,000平方メートル を超え5,000平方メー	304, 000
トル以内のもの <u>え</u> 5,000平方メートル	<u>396, 000</u>	トル以内のもの <u>お</u> 5,000平方メートル	390,000
を超え10,000平方メ ートル以内のもの		を超え10,000平方メ ートル以内のもの	
<u>お</u> 10,000平方メート	<u>473, 000</u>	<u>か</u> 10,000平方メート	466,000

う	ルを超え25,000平方 メートル以内のもの か 25,000平方メート ルを超えるもの (カ)住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものを除く。)の床面積 の合計が あ 300平方メートル以 内のもの い 300平方メートル レスクのもの い 300平方メートル ル以内のもの	551, 000 265, 000 422, 000	ルを超え25,000平方 メートル以内のもの き 25,000平方メート 543,000 ルを超えるもの (カ)住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものを除く。)の床面積 の合計が あ 300平方メートル以 246,000 内のもの い 300平方メートルを 超え1,000平方メート ル以内のもの
支         5,000平方メートルを超え10,000平方メートルののを超え10,000平方メートル以内のものというのの平方メートル以内のものが、25,000平方メートの心を超え25,000平方メートルと対内のものが、25,000平方メートの内のものが、25,000平方メートルは内のものが、25,000平方メートルは内のものが、300平方メートルは内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものががである。)の床面積が、あるので方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものが、300平方メートルが内のものががである。2、2、000平方メートルが内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがある。2、000平方メートルが内のものががが対内のものがある。2、10、000平方メートルが内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがある。2、10、000平方メートルが対内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがが対内のものがある。2、10、000平方メートルが超え25、000平方メートがが対内のものがが対内のものがある。2、10、000平方メートルが超え25、000平方メートルが超え25、000平方メートがが対力のものがある。2、10、000平方メートルが超え25、000平方メートルが超え25、000平方メートが対力のものがある。2、10、000平方メートが対力のものが対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が		601,000	う1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの 2,000平方メートル399,000 569,000 569,000 を超え5,000平方メー
並 10,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルのに限る。)の床面積の合計が あ 300平方メートルを 156,000 内のもの い 300平方メートルを 156,000 超え2,000平方メート ル以内のもの を超え2,000平方メート ル以内のもの を超え5,000平方メートル を超え2,000平方メートル を超え2,000平方メートル を超え2,000平方メートル を超え5,000平方メートル を超え5,000平方メートル を超え5,000平方メートル を超え5,000平方メートル と超え5,000平方メートル を超え5,000平方メートル を超え5,000平方メートル を超え5,000平方メートル を超え5,000平方メートル と超え5,000平方メートル ル以内のもの カールル以内のもの カールル以内のもの カールルリ内のもの カールルリ内のもの カールルリ内のもの カールルリ内のもの カールルリ内のもの カールルリ内のもの カールルリ内のもの カールルリ内のもの カールのもの カールのもの カールを超え25,000平方メートルリ内のもの カールを超え25,000平方メートル を超え5,000平方メートルルリ内のもの カールを超え25,000平方メートルリ内のもの カールを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート カールを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メート ルを超え25,000平方メ	<u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ	737, 000	<u>お</u> 5,000平方メートル <u>701,000</u> を超え10,000平方メ
ルを超えるもの (キ) 住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものに限る。)の床面積 の合計が あ 300平方メートル以 93,000 内のもの い 300平方メートルを 156,000 超え2,000平方メート ル以内のもの う 2,000平方メートル を超え5,000平方メートル を超え5,000平方メートル トル以内のもの え 5,000平方メートル を超え10,000平方メートル を超え10,000平方メートル を超え10,000平方メートル を超え10,000平方メートル を超え10,000平方メートル を超え10,000平方メートル を超え10,000平方メートル を超え10,000平方メートル を超え10,000平方メートル を超え25,000平方メートル を超え25,000平方メートル を超え25,000平方メートル を超え25,000平方メートル を超え25,000平方メートル を超え25,000平方メートル を超え25,000平方メートル を超え25,000平方メートル を超え25,000平方メート ルル以内のもの か 10,000平方メート ルル以内のもの か 10,000平方メート ルを超え25,000平方メ	<u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方	869,000	<u>か</u> 10,000平方メート <u>829,000</u> ルを超え25,000平方
内のもの い 300平方メートルを 156,000 に 300平方メートルを 120,000 超え2,000平方メートル以内のもの	ールを超えるもの (*) 住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものに限る。) の床面積	992,000	ールを超えるもの (キ) 住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものに限る。) の床面積
超え2,000平方メート <u>ル</u> 以内のもの	内のもの		内のもの
う 2,000平方メートル 253,000 を超え5,000平方メートル以内のもの たい以内のもの を超え5,000平方メートル以内のもの 2,5,000平方メートル 330,000 を超え10,000平方メートル以内のもの 上が 10,000平方メート 397,000 ルを超え25,000平方メートルを超え25,000平方メートルを超え25,000平方メートルを超え25,000平方メートルを超え25,000平方メート 402,000 ルを超え25,000平方メート 10,000平方メート 402,000 ルを超え25,000平方メート 402,000 ルを超え25,000 アカメート 402,000	超え <u>2,000平方メート</u>	156, 000	超え <u>1,000平方メート</u> ル以内のもの
え 5,000平方メートル     330,000       を超え10,000平方メ     を超え10,000平方メートル以内のものトル以内のものトル以内のものか 10,000平方メート 402,000 ルを超え25,000平方メート 10,000平方メート 10,000平方メート 402,000 ルを超え25,000平方メート 10,000平方メート 10,000平方メートル 10,000平方 1	 を超え5,000平方メー	253, 000	<u>を超え2,000平方メートル以内のもの</u> <u>トル以内のもの</u> <u>え</u> 2,000平方メートル 256,000 を超え5,000平方メー
	<u>え</u> 5,000平方メートル を超え10,000平方メ	330,000	<u>お</u> 5,000平方メートル <u>334,000</u> を超え10,000平方メー
	<u>お</u> 10,000平方メート ルを超え25,000平方	397, 000	<u>か</u> 10,000平方メート <u>402,000</u> ルを超え25,000平方メ
<u>か</u> 25,000平方メート <u>465,000</u> <u>き</u> 25,000平方メート <u>471,000</u> ルを超えるもの (94)~(103) (略) (95)~(104) (略)	<u>か</u> 25,000平方メート ルを超えるもの	465, 000	<u>き</u> 25,000 平方メート <u>471,000</u> ルを超えるもの
(略)			<u> </u>

備考 (略) 備考 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納付の時期)	(納付の時期)
第3条 手数料は、申請の際納付しなければな	第3条 手数料は、申請の際納付しなければな
らない。ただし、次の各号に規定する手数料	らない。ただし、次の各号に規定する手数料
については、当該各号に掲げる時期までに納	については、当該各号に掲げる時期までに納
付しなければならない。	付しなければならない。
(1) 別表保健・衛生の項第114号 その	(1) 別表保健・衛生の項第111号 その
月分を当該月の翌月末日	月分を当該月の翌月末日
(2)・(3) (略)	(2) • (3) (略)
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
(略)	(略)
保 (1)~(70) (略) 健 (71) 飲食店営業許可の申請	保 (1)~(70) (略) 健 (71) 飲食店営業許可の申請
・ 衛生       ア (略) イ 継続許可申請の場合 (72) 喫茶店営業許可の申請       8,000         ア 新規許可申請の場合 イ 継続許可申請の場合       9,600 4,800	・ 衛生     ア (略)       イ 継続許可申請の場合 (72) 調理の機能を有する自動 販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 許可の申請 ア 新規許可申請の場合 イ 継続許可申請の場合 (73) 食肉販売業許可の申請 ア 新規許可申請の場合 イ 継続許可申請の場合 イ 継続許可申請の場合
	(75) 魚介類競り売り営業許可の申請ア新規許可申請の場合 (76) 集乳業許可の申請ア新規許可申請の場合 (76) 集乳業許可の申請ア新規許可申請の場合 (77) 乳処理業許可の申請ア新規許可申請の場合 (77) 乳処理業許可の申請ア新規許可申請の場合 (78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請ア新規許可申請の場合 (78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請ア新規許可申請の場合 (78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請ア新規許可申請の場合 (78) 特別牛乳搾取の申請ア新規許可申請の場合 (78) 有機統許可申請の場合 (79) 食肉処理業許可の申請

I	ı
(73) 菓子製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	<u>7,000</u>
(74) あん類製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>14, 000</u>
イ 継続許可申請の場合	<u>7,000</u>
<u>(75)</u> アイスクリーム類製造業	
許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	<u>7,000</u>
(76) 乳処理業許可の申請	
ア新規許可申請の場合	21,000
イ 継続許可申請の場合	<u>10, 500</u>
(77) 特別牛乳搾取処理業許可	
<u>の申請</u>	01 000
ア新規許可申請の場合	<u>21,000</u>
<u>イ 継続許可申請の場合</u>	<u>10, 500</u>
<u>(78)</u> 乳製品製造業許可の申請	
ア(略)	10 500
イ 継続許可申請の場合  (70) 焦乳業許可の申請	<u>10, 500</u>
(79) 集乳業許可の申請 ア 新規許可申請の場合	0.600
<u>ア 新規許可申請の場合</u> イ 継続許可申請の場合	9,600 4,800
(80) 乳類販売業許可の申請	<u>4, 800</u>
ア 新規許可申請の場合	9,600
イ 継続許可申請の場合	4, 800
(81) 食肉処理業許可の申請	1,000
ア新規許可申請の場合	21,000
イ 継続許可申請の場合	$\frac{21,000}{10,500}$
(82) 食肉販売業許可の申請	10,000
ア新規許可申請の場合	9,600
イ 継続許可申請の場合	4, 800
(83) 食肉製品製造業許可の申	
<u>講</u>	
 ア 新規許可申請の場合	21,000
イ 継続許可申請の場合	10,500
(84) 魚介類販売業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>9,600</u>
イ 継続許可申請の場合	<u>4,800</u>
(85) 魚介類競り売り営業許可	
の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>21,000</u>
イ 継続許可申請の場合	<u>10, 500</u>
(86) 魚肉練り製品製造業許可	
の申請	
ア新規許可申請の場合	<u>16,000</u>
イ 継続許可申請の場合	<u>8, 000</u>
(87) 食品の冷凍又は冷蔵業許	

<u>イ</u> (80)	新規許可申請の場合 継続許可申請の場合 食品の放射線照射業許可	21,000 16,800
1	新規許可申請の場合 継続許可申請の場合 菓子製造業許可の申請	21, 000 16, 800
イ <u>(82)</u> 許可 ア	継続許可申請の場合  アイスクリーム類製造業 可の申請 (略) 継続許可申請の場合	11, 200 11, 200
ア	乳製品製造業許可の申請 (略) 継続許可申請の場合	<u>16, 800</u>

<u>可の申請</u> ア 新規許可申請の場合	21, 000	
イ 継続許可申請の場合 (88) 清涼飲料水製造業許可の 申請	10, 500	(84) 清涼飲料水製造業許可の   申請
ア (略) イ 継続許可申請の場合 (89) 乳酸菌飲料製造業許可の 申請	10, 500	ア (略) イ 継続許可申請の場合 <u>16,800</u> (85) 食肉製品製造業許可の申 請
ア 新規許可申請の場合 イ 継続許可申請の場合	14, 000 7, 000	ア新規許可申請の場合21,000イ継続許可申請の場合16,800(86)水産製品製造業許可の申請
(90) 氷雪製造業許可の申請 ア (略)		ア 新規許可申請の場合     21,000       イ 継続許可申請の場合     16,800       (87)     氷雪製造業許可の申請       ア (略)
イ 継続許可申請の場合 (91) 氷雪販売業許可の申請	10, 500	イ 継続許可申請の場合 <u>16,800</u>
<u>ア</u> 新規許可申請の場合 <u>イ 継続許可申請の場合</u>	14, 000 7, 000	(88) 液卵製造業許可の申請       ア 新規許可申請の場合     21,000
(92) 食用油脂製造業許可の申 請		イ 継続許可申請の場合     16,800       (89) 食用油脂製造業許可の申     請
ア (略) イ 継続許可申請の場合 (93) マーガリン又はショート ニング製造業許可の申請	10, 500	ア (略) イ 継続許可申請の場合 <u>16,800</u>
ア 新規許可申請の場合 イ 継続許可申請の場合	21, 000 10, 500	(90) みそ又は醤油製造業許可
(94) みそ製造業許可の申請 ア (略)		の 申請 ア (略)
イ 継続許可申請の場合 (95) 醤油製造業許可の申請	8,000	イ 継続許可申請の場合 <u>12,800</u>
ア 新規許可申請の場合イ 継続許可申請の場合(96) ソース類製造業許可の申請	16, 000 8, 000	
ア新規許可申請の場合イ継続許可申請の場合(97)酒類製造業許可の申請ア(略)	16, 000 8, 000	(91) 酒類製造業許可の申請 ア (略)
イ 継続許可申請の場合 (98) 豆腐製造業許可の申請 ア (略)	8,000	イ 継続許可申請の場合 <u>12,800</u> <u>(92)</u> 豆腐製造業許可の申請 ア (略)
イ 継続許可申請の場合 (99) 納豆製造業許可の申請	7,000	イ 継続許可申請の場合 <u>11,200</u> (93) 納豆製造業許可の申請 ア (略)
ア (略)   イ 継続許可申請の場合	<u>7, 000</u>	イ 継続許可申請の場合 <u>11,200</u>

(100)     めん類製造業許可       ア     (略)       イ     継続許可申請の場合       (101)     そうざい製造業許可の申       請     ア       (略)     人	7,000	(94)     麺類製造業許可の申請       ア (略)     イ 継続許可申請の場合       (95)     そうざい製造業許可の申       請     ア (略)       イ 継続許可申請の担合	11, 200
イ 継続許可申請の場合 (102) 缶詰又は瓶詰食品製造業 許可の申請 ア 新規許可申請の場合 イ 継続許可申請の場合	10, 500 21, 000 10, 500	イ 継続許可申請の場合(96) 複合型そうざい製造業許可の申請可の申請ア 新規許可申請の場合イ 継続許可申請の場合(97) 冷凍食品製造業許可の申	30,000 24,000
		請ア新規許可申請の場合イ継続許可申請の場合(98)複合型冷凍食品製造業許可の申請ア新規許可申請の場合イ継続許可申請の場合	21,000 16,800 30,000 24,000
		(99) 漬物製造業許可の申請       ア 新規許可申請の場合       イ 継続許可申請の場合       (100) 密封包装食品製造業許可       の申請       ア 新規許可申請の場合       イ 継続許可申請の場合       (101) 食品の小分け業許可の申	14, 000 11, 200 21, 000 16, 800
(103) (103)	10, 500	請     ア 新規許可申請の場合       イ 継続許可申請の場合       (102)     添加物製造業許可の申請       ア (略)       イ 継続許可申請の場合	14,000 11,200 16,800
(104) 魚介類等行商許可の申請 (105) 魚介類等行商記章再交付 の申請 (106)~(131) (略) (略) 備考 (略)	2, 770 730	(103)~(128) (略) (略)	10,000

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の浜松市手数料条例(以下「新条例」という。)別表土木・ 建築の項第33号、第82号、第84号、第89号、第91号及び第94号の規定は、

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表土木・建築の項第86号及び第87号の規定は、施行日以後に提出される 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る 手数料について適用し、施行日前に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係 る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表土木・建築の項第88号の規定は、施行日以後にされる求めに係る手数料について適用し、施行日前にされた求めに係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表保健・衛生の項第71号から第 102号までの規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に 係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の 例による。

第 48 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市介護保険条例の一部改正について

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市介護保険条例(平成12年浜松市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

(保険料率)

- の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応 じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第 412号。以下「令」という。) 第39条第 1項第1号に掲げる者 19,923円
  - (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 26,564円
  - (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 43,167円
  - (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,770円
  - (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,412円
  - (6) 次のいずれかに該当する者 76,373 円
    - ア 当該保険料の賦課期日の属する年の 前年の合計所得金額(地方税法(昭和 25年法律第226号)第292条第 1項第13号に規定する合計所得金額 (租税特別措置法(昭和32年法律第 26号) 第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 35条第1項、第35条の2第1項又 は第36条の規定の適用がある場合に あっては、当該合計所得金額から令第

(保険料率)

- 第4条 令和2年度における保険料率は、次 | 第4条 令和3年度から令和5年度までの各 年度における保険料率は、次の各号に掲げ る第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額とする。
  - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第 412号。以下「令」という。) 第39条第 1項第1号に掲げる者 21,093円
  - (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 28,124円
  - (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,702円
  - (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,280円
  - (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,312円
  - (6) 次のいずれかに該当する者 80,858 円
    - ア 当該保険料の賦課期日の属する年の 前年の合計所得金額(地方税法(昭和 25年法律第226号)第292条第 1項第13号に規定する合計所得金額 (租税特別措置法(昭和32年法律第 26号) 第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の 2第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項、 第35条の3第1項又は第36条の規 定の適用がある場合にあっては、当該

22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額)をいう。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 <u>83,015</u>円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 99,618円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 116,221円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 132,824円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者149,427円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者166,030円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者182,633円

附則

(保険料の減免申請期限の特例)

第3条 (略)

合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額 (当該合計所得金額が零を下回る場合にあっては、零))をいう。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 87,890円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者105,468円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者123,046円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 140,624円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者158,202円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者175,780円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者193,358円

附則

(保険料の減免申請期限の特例)

第3条 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例)

- 第4条 第1号被保険者のうち、令和2年の合 計所得金額に所得税法第28条第1項に規 定する給与所得又は同法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得が含まれて いる者の令和3年度における保険料率につ いての第4条(第6号ア、第7号ア、第8号 ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び 第12号アに係る部分に限る。)の規定の適 用については、同条第6号ア中「租税特別措 置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年 法律第33号)第28条第1項に規定する給 与所得及び同法第35条第3項に規定する 公的年金等に係る所得の合計額については、 同法第28条第2項の規定によって計算し た金額及び同法第35条第2項第1号の規 定によって計算した金額の合計額から10 万円を控除して得た額(当該額が零を下回る 場合にあっては、零)によるものとし、租税 特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険 料率について準用する。この場合において、 同項中「令和2年」とあるのは、「令和3 年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険 料率について準用する。この場合において、 同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」 と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の浜松市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。この場合において、令和3年度分の保険料に係る同条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「第4条」とあるのは、「浜松市介護保険条例の一部を改正する条例(令和3年浜松市条例第号)による改正前の第4条」とする。

第 49 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市国民健康保険条例(昭和34年浜松市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前

(保険料の減額)

(保険料の減額)

- 第20条 次の各号に該当する納付義務者に 対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦 課額は、第11条の基礎賦課額から、それ ぞれ、当該各号に定める額を減額した額と する。
  - (1)世帯主並びに賦課期日(賦課期日後に 保険料の納付義務が発生した場合にはそ の発生した日とする。)現在において当該 世帯主の世帯に属する被保険者及び特定 同一世帯所属者につき算定した地方税法 第314条の2第1項に規定する総所得 金額及び山林所得金額並びに他の所得と 区分して計算される所得の金額(政令第 29条の7第5項第1号に規定する他の 所得と区分して計算される所得の金額を いう。次項において同じ。)の合算額が、 同法第314条の2第2項に規定する金 額を超えない世帯に係る保険料の納付義 務者
- 第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。

改正後

(1) 世帯主並びに賦課期日 (賦課期日後に 保険料の納付義務が発生した場合にはそ の発生した日とする。) 現在において当該 世帯主の世帯に属する被保険者及び特定 同一世帯所属者につき算定した地方税法 第314条の2第1項に規定する総所得 金額及び山林所得金額並びに他の所得と 区分して計算される所得の金額(政令第 29条の7第5項第1号に規定する他の 所得と区分して計算される所得の金額を いう。次項において同じ。)の合算額が、 同法第314条の2第2項第1号に定め る金額(世帯主等(政令第29条の7第5 項第1号に規定する世帯主等をいう。以下 この項において同じ。) のうち給与所得者 等の数(同号に規定する給与所得者等の数 をいう。以下この項において同じ。)が2 以上の場合にあっては、地方税法第314 条の2第2項第1号に定める金額に当該 給与所得者等の数から1を減じた数に 10万円を乗じて得た金額を加えた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務 ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法<u>第</u> 314条の2第2項に規定する金額に政 令第29条の7第5項第3号ロの規定に おいて被保険者の数と特定同一世帯所属 者の数の合計数に乗じることとされる金 額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付 義務が発生した場合にはその発生した日 とする。) 現在当該世帯に属する被保険者 の数と特定同一世帯所属者の数の合計数 を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に 該当する者を除く。)

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額の合算額が、地方税法<u>第</u> 314条の2第2項に規定する金額に政 令第29条の7第5項第3号ハの規定に おいて被保険者の数と特定同一世帯所属 者の数の合計数に乗じることとされる金 額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付 義務が発生した場合にはその発生した日 とする。) 現在当該世帯に属する被保険者 の数と特定同一世帯所属者の数の合計数 を乗じて得た額を加算した金額を超えな 者

ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算さ れる所得の金額の合算額が、地方税法第 314条の2第2項第1号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、同号に定める金額 に当該給与所得者等の数から1を減じた 数に10万円を乗じて得た金額を加えた 金額)に政令第29条の7第5項第3号ロ の規定において被保険者の数と特定同一 世帯所属者の数の合計数に乗じることと される金額に賦課期日(賦課期日後に保険 料の納付義務が発生した場合にはその発 生した日とする。) 現在当該世帯に属する 被保険者の数と特定同一世帯所属者の数 の合計数を乗じて得た額を加算した金額 を超えない世帯に係る保険料の納付義務 者(前号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額の合算額が、地方税法<u>第</u> 314条の2第2項第1号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、同号に定める金額 に当該給与所得者等の数から1を減じた 数に10万円を乗じて得た金額を加えた 金額)に政令第29条の7第5項第3号ハ の規定において被保険者の数と特定同一 世帯所属者の数の合計数に乗じることと される金額に賦課期日(賦課期日後に保険 い世帯に係る保険料の納付義務者(前2号 に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

 $2 \sim 5$  (略)

(保険料に関する申告)

第22条 市長は、保険料の納付義務者に対し、当該納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得その他市長が必要があると認める事項を記載した申告書の提出を求めることができる。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

(1) • (2) (略)

(3) 地方税法第317条の6第1項又は<u>第</u> <u>3項</u>の規定によって給与支払報告書又は 公的年金等支払報告書を提出する義務の ある者から1月1日現在において給与又 は公的年金等の支払を受けている者で、前 年中において給与所得以外の所得又は公 的年金等に係る所得以外の所得を有しな かったもの 料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

 $2 \sim 5$  (略)

(保険料に関する申告)

第22条 市長は、保険料の納付義務者に対し、当該納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得その他市長が必要があると認める事項を記載した申告書の提出を求めることができる。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

(1) • (2) (略)

(3) 地方税法第317条の6第1項又は<u>第</u> 4項の規定によって給与支払報告書又は 公的年金等支払報告書を提出する義務の ある者から1月1日現在において給与又 は公的年金等の支払を受けている者で、前 年中において給与所得以外の所得又は公 的年金等に係る所得以外の所得を有しな かったもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの 保険料については、なお従前の例による。

第 50 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

# 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市病院事業の設置等に関する条例(昭和48年浜松市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
(経営の基本)			(経営の基本)				
第3条 (略)			第3条 (略)				
2 (略)			2 (略)				
3 病院の病床数は、次のとおりとする。			3	病院の	の病床数は、	次のとおりと	:する。
名称 病床数				名	称	病床	数
(略)				(略)			
浜松市国民健康保険	一般病床	36床	浜杠	公市国.	民健康保険	一般病床	36床
佐久間病院	療養病床	20床	佐夕	、間病防	ž		
	感染症病床	4床				感染症病床	4床

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 51 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

# 浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例

浜松市食品衛生法の施行に関する条例(平成12年浜松市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年	第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年
法律第233号 <u>。以下「法」という。</u> ) の施	法律第233号)の施行について、必要な事
行について、必要な事項を定める。	項を定める。
(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置	(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置
の基準)	の基準)
<u>第1条の2</u> (略)	<u>第2条</u> (略)
第2条 削除	
_(給食施設の届出)_	
第3条 法第62条第3項に規定する場合に	
おいて、食品の供与を開始した者は、速やか	
<u>にその旨を市長に届け出なければならない。</u>	
(許可営業以外の営業の届出)	
第4条 政令第35条各号に掲げる営業以外	
<u>の営業で別表に規定するものを開始した者</u>	
は、速やかにその旨を市長に届け出なければ	
ならない。_	
(委任)	(委任)
<u>第5条</u> (略)	<u>第3条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 別表を削る。

附則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

第 52 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部改正について

浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

# 浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例

浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例(平成18年浜松市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(趣旨)	(趣旨)		
第1条 この条例は、県が施行する建設事業等	第1条 この条例は、県が施行する建設事業等		
について静岡県建設事業等市町村負担金徴	について 静岡県建設事業等市町負担金徴収		
収条例 (昭和48年静岡県条例第34号) に	条例(昭和48年静岡県条例第34号)によ		
より市が負担する費用の一部に充てるため、	り市が負担する費用の一部に充てるため、地		
地方自治法(昭和22年法律第67号)第	方自治法(昭和22年法律第67号)第		
224条の規定に基づき徴収する分担金に	224条の規定に基づき徴収する分担金に		
ついて必要な事項を定める。	ついて必要な事項を定める。		
別表(第2条・第3条関係)	別表 (第2条・第3条関係)		
事業名     事業種別     受益者	事業名       事業種別       受益者       会額         受益者別       (略)       (本と担額         受益者別       (地総整事       (本の金)       (本の金)         受益者別       (地総整事       (本の金)       (本のののででである。       (本のののででである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののでである。       (本のののである。       (本のののでである。       (本のののである。       (本のののである。       (本のののでは、       (本のののでは、       (本のののでは、       (本のののである。       (本ののである。<		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 53 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について

浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

# 浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

浜松市違法駐車等の防止に関する条例(平成6年浜松市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 この条例において、次の各号に掲げ
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め	る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。	るところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 違法駐車等 法 <u>第44条</u> 、第45条第	(2) 違法駐車等 法 <u>第44条第1項</u> 、第
1項若しくは第2項、第47条第2項若し	45条第1項若しくは第2項、第47条第
くは第3項、第48条、第49条の3第3	2項若しくは第3項、第48条、第49条
項若しくは第49条の4の規定に違反し	の3第3項若しくは第49条の4の規定
て自動車を駐車する行為又は自動車の保	に違反して自動車を駐車する行為又は自
管場所の確保等に関する法律(昭和37年	動車の保管場所の確保等に関する法律(昭
法律第145号)第11条第1項若しくは	和37年法律第145号)第11条第1項
第2項の規定に違反する行為をいう。	若しくは第2項の規定に違反する行為を
	いう。
(3) (略)	(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第 54 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

# 浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例(平成6年浜松市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(定義)	(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 この条例において、次の各号に掲げ		
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め	る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め		
るところによる。	るところによる。		
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)		
(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法 <u>第2条</u>	(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法 <u>第2条</u>		
第2項第6号に規定する自転車駐車場で	<u>第2項第7号</u> に規定する自転車駐車場で		
道路上に設けられたものをいう。	道路上に設けられたものをいう。		
(6) (略)	(6) (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第 55 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市道路法等施行条例の一部改正について

浜松市道路法等施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

# 浜松市道路法等施行条例の一部を改正する条例

浜松市道路法等施行条例 (平成24年浜松市条例第87号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、別に定めがあるものの	第1条 この条例は、別に定めがあるものの
ほか、道路法(昭和27年法律第180号)	ほか、道路法(昭和27年法律第180号)
及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の	及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律(平成18年法律第91	促進に関する法律(平成18年法律第91
号) <u>第2条第9号</u> に規定する特定道路に係	号) <u>第2条第10号</u> に規定する特定道路に
る同法の施行について、必要な事項を定め	係る同法の施行について、必要な事項を定
る。	める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 56 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について

浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

第1条 近松市道路上田料衡収条例(四和98年近松市条例第40号)の一部を次のよう

<b>カ</b> 1 米	供估印理路白用科钢収条例	(哈和 2 0 中供松川朱栁弟 4 9 方)	の一部を次のよう
に改立	Eする。		

(占用料の徴収)

第3条 占用料は、法第32条第1項又は第 3項の規定により許可をした占用の期間に 係る分を、当該許可をした日(電線共同溝 に係る占用料にあっては、電線共同溝整備 法第10条、第11条第1項若しくは第 12条第1項の規定により許可をし、又は 電線共同溝整備法第21条の規定により協 議が成立した日(当該許可又は当該協議に 係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始 した日が当該許可をし、又は当該協議が成 立した日と異なる場合には、当該敷設工事 を開始した日))から1月以内に納入通知 書により徴収する。ただし、当該占用の期 間が翌年度以降にわたる場合においては、 翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度 分を<u>4月30日</u>までに徴収する。

改正前

別表 (第2条関係)

	占用物件	占用料		
		単位	金額	
			(円)	
法 第 32	第1種電柱	1本1年	<u>470</u>	
	第2種電柱	につき	<u>720</u>	
第1号に	第3種電柱		<u>970</u>	
掲げる	第1種電話柱		<u>420</u>	
工作物	第2種電話柱		<u>670</u>	
	第3種電話柱		<u>920</u>	
	その他の柱類		<u>42</u>	
	共架電線その他	長さ1メ	$\underline{4}$	
	上空に設ける線	ートル1		
	類	年につ		
	地下に設ける電	き	(略)	
	線その他の線類			

(占用料の徴収)

第3条 占用料は、法第32条第1項又は第 3項の規定により許可をした占用の期間に 係る分を、当該許可をした日(電線共同溝 に係る占用料にあっては、電線共同溝整備 法第10条、第11条第1項若しくは第 12条第1項の規定により許可をし、又は 電線共同溝整備法第21条の規定により協 議が成立した日(当該許可又は当該協議に 係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始 した日が当該許可をし、又は当該協議が成 立した日と異なる場合には、当該敷設工事 を開始した日))から1月以内に納入通知 書により徴収する。ただし、当該占用の期 間が翌年度以降にわたる場合においては、 翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度 分を5月31日までに徴収する。

改正後

別表 (第2条関係)

	占用物件	占用料		
		単位	金額	
			(円)	
法 第 32	第1種電柱	1本1年	<u>560</u>	
	第2種電柱	につき	<u>860</u>	
第1号に	第3種電柱		<u>1, 200</u>	
掲げる	第1種電話柱		<u>500</u>	
工作物	第2種電話柱		<u>800</u>	
	第3種電話柱		<u>1, 100</u>	
	その他の柱類		<u>50</u>	
	共架電線その他	長さ1メ	<u>5</u>	
	上空に設ける線	ートル1		
	類	年につ		
	地下に設ける電	き	(略)	
	線その他の線類			

圧器		路上に設ける変	1個1年	410	11	路上に設ける変	1個1年	490
正器   積1平方   メートル   1年につき   できまっている。   できまれに類するもの   でつき   でき   でき   でき   でき   でき   でき   で				110				100
X - ト   N 1 年に つき   X - ト   N 1 年に つき   X - ト   N 1 年に つき   でき   でき   でき   でき   でき   でき   でき				<u>250</u>			I I	300
水子   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大		圧器				圧器		
一								
変圧塔その他こ 1個1年 れに類するものに 及び公衆電話所 郵便差出箱及び 信害便差出箱         350 (信害便差出箱         変圧塔その他こ 1個1年 れに類するものに 及び公衆電話所 郵便差出箱及び 信害便差出箱         1個1年 大・ル1年に つき 大・ル1年に つき         4位 (信害便差出箱         42 (信害便差出箱         42 (信害性差出名及び (信害性差出名)         42 (信害性差出名及び (信害性差出名)         42 (信害性差出名及び (信害性差出名)         42 (信害性差出名及び (信害性差出名)         42 (信害性差出名及び (信害性差出名)         42 (信害性差出名のよう (信害性差出名)         42 (信害性差出名のよう (信害性差出名)         42 (信害性差出名のよう (信害性差出名のよう (信害性差出名のよう。)         42 (信害性差出名のよう。)         42 (信事性差出名のよう。)         42 (信事性差出名のよう。)         42 (信事性差出名のよう。)         42 (信事性差出名のよう。)         42 (信事性差出名のよう。)         42 (信事性差出名のよう。)         42 (信事性差出名のよう。)         42 (信事性差出名のよう。)         42 (信事性差出名のようののがあるよう。)         42 (信事性差出名のようののがあるよう。)         42 (信事性差出名のようのがあるよう。)         42 (信事性差出名のようのがあるよう。)         42 (信事性差別なののがあるよう。)         42 (信事を出名のようののがあるよう。)         42 (信事を出名のようののがあるよう。)         42 (信事を出名のようののがあるようののがあるよう。)         42 (信事を出名のようののがあるようののがあるようのはなるとは								
れに類するもの につき 及び公衆電話所 郵便 差出箱 及び 信書便差出箱 広告塔		変圧塔その他こ		840		変圧塔その他こ		1,000
郵便差出箱及び信書便差出箱         表示面 2,600           広告塔         表示面 2,600           複1平方 メート ル1年につき フォート ル1年につき 3/2 外径が0.07メート ル1年につき 1,00           表第1項トル末満のもの 第2号に外径が0.07メート ルル末満のもの 外径が0.1メート ル以上0.1メート ルル末満のもの 外径が0.1メート ルル末満のもの 外径が0.1メート ルル末満のもの 外径が0.1メート ルル末満のもの 外径が0.1メート ルル末満のもの 外径が0.1メート ルル末満のもの 外径が0.2メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.3メート ルル末満のもの 外径が0.4メート ルル末満のもの 外径が0.7メート ルトル末満のもの 外径が0.7メート ルトル末満のもの 外径が0.7メート ルトル末満のもの 外径が0.7メート ルトル末満のもの 外径が0.7メート ルトル末満のもの 外径が0.7メート ルトル末満のもの 外径が0.7メート ルトル末端のもの 外径が0.7メート ルトル末端のもの 外径が0.7メート ルトル末端のもの 外径が0.7メート ルトル末端のもの かたりの 上のもの はず32条第1項第3号及び第 占 用 面 はず32条第1項第3号及び第 占 日 面 はず32条第1項第3号及び第 占 日 面 はず32条第1項第3号及び第 占 目 面 はず32条第1項第3号及び第 占 日 面 はず32条第1項第3号及び第 占 日 面 はず32条第1項第3号及び第 合 の と かより、ルトル ルトル に かより に は かより			1					
信書便差出籍   大小   本   大小   大小			ļ ļ				<u> </u>	
広告塔   表示面   (100 kg)   (11 kg)				<u>350</u>				<u>420</u>
横1平方   メート   1年に つき   1,00   横1平方   メート   ル1年に つき   25   1月   1月   1,00   横1平方   メート   ル1年に つき   25   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1			表 示 面	2 600			表 示 面	2 700
X		公口培		2,000		四日 日日	1	2, 100
その他のもの   占 用 面   840   技 第 32 外径が 0.07 メートル1年につき   大 第 32 外径が 0.07 メー長さ1メ 条第1項トル未満のもの   年 につ   25   トル未満のもの   外径が 0.15 メートルよ満のもの   外径が 0.15 メートルよ満のもの   外径が 0.15 メートルよ満のもの   外径が 0.15 メートルは上0.15 メートルよ満のもの   外径が 0.15 メートルよ満のもの   外径が 0.2 メートルよ満のもの   外径が 0.3 メートルよ満のもの   外径が 0.3 メートルよ満のもの   外径が 0.4 メートルよ満のもの   外径が 0.7 メートルよ満のもの   外径が 1.4 アートルよ満のもの   小は 1.4 アートルよが 1.4								
その他のもの   占用面積1平方								
横1平方 メート ル1年に つき 法第 32 外径が 0.07 メート ル1年に つき 法第 32 外径が 0.07 メー長さ1メートル 第2号に 外径が 0.07 メー 長さ1メートル 以上の.1メートル 以上の.1メートル 以上の.1メートル 以上の.15メートル未満のもの 外径が 0.15 メートル ル未満のもの 外径が 0.15 メートル ル未満のもの 外径が 0.15 メートル ル未満のもの 外径が 0.15 メートル ル未満のもの 外径が 0.3 メートル ル未満のもの 外径が 0.4 メートル ル未満のもの 外径が 0.7 メートル 以上の.7 メートル ル未満のもの 外径が 0.7 メートル ル未満のもの 外径が 0.7 メートル 以上の.7 メートル 以上の.7 メートル 以上の.7 メートル ルま満のもの 外径が 1.7 ルートル 未満のもの 外径が 1.7 ルートル 未満のもの 外径が 1.7 ルートル 未満のもの 外径が 1.7 ルートル 未満のもの 外径が 1.7 ルートル 表満のもの 外径が 1.7 ルートル 未満のもの 外径が 1.7 ルートル 表満のもの 外径が 1.7 ルートル 未満のもの 外径が 1.7 ルートル 未満のもの 外径が 1.7 ルートル 大き満のもの 外径が 1.7 ルートル 大き満のもの 外径が 1.7 ルートル 未満のもの 外径が 1.7 ルートル 大き満のもの 外径が 1.7 ルートル 大き調のもの 外径が 1.7 ルートル 大き満のもの 外径が 1.7 ルートル 大き調のもの 外径が 1.7 ルートル 大き 1.0 ルートル トル 大き 1.0 ルートル トル 大き 1.0 ルートル トル 十上ル 1.0 ルートル 1.								
大・   1年に つき   18		その他のもの	1	840		その他のもの	1 1	<u>1,000</u>
ル1年に つき   次3 2 外径が0.07 メー 長さ1メ								
法第32外径が0.07メー長さ1メ								
条第1項 トル未満のもの 第2号に 外径が0.07メートル1 第2号に 外径が0.07メート トルよ満のもの 外径が0.1メート ル以上0.15メートルよ満のもの 外径が0.15メートルよ満のもの 外径が0.15メートルよ満のもの 外径が0.2メートルよ満のもの 外径が0.2メートルよ満のもの 外径が0.3メートルよ満のもの 外径が0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートルよ満のもの 外径が0.4メートルよ満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル未満のもの 外径が1メートル 大者調のもの 外径が1メートル 大者間もの 十分に 1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・			つき				つき	
第2号に 外径が 0.07 メート おい以上0.1メートル未満のもの 外径が 0.1メート ルル未満のもの 外径が 0.1メート ルル未満のもの 外径が 0.1メート ルル未満のもの 外径が 0.15メートル未満のもの 外径が 0.15メートル未満のもの 外径が 0.2メートルル未満のもの 外径が 0.2メートル未満のもの 外径が 0.3メート ルル未満のもの 外径が 0.3メート ルル・未満のもの 外径が 0.4メート ル未満のもの 外径が 0.4メート ル未満のもの 外径が 0.7メート ルル・未満のもの 外径が 0.7メート ルル・ルートル・未満のもの 外径が 0.7メート ルル・ルートル・ルートル・ルートル・ルートル・ルートル・ルートル・ルートル			1		11		1	<u>21</u>
掲げる   トル以上0.1メートル未満のもの   外径が0.1メートル未満のもの   外径が0.1メートルル未満のもの   外径が0.1メートルル未満のもの   外径が0.15メートルル未満のもの   外径が0.2メートルル未満のもの   外径が0.2メートルル未満のもの   外径が0.2メートル未満のもの   外径が0.3メートルル未満のもの   外径が0.3メートル未満のもの   外径が0.3メートルル未満のもの   外径が0.4メートル未満のもの   外径が0.4メートルよ満のもの   外径が0.4メートルよ満のもの   外径が0.7メートル以上0.7メートル以上0.7メートル以上1メートル未満のもの   外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの   外径が1メートルル未満のもの   外径が1メートルルトル未満のもの   外径が1メートルルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルト	1 1				1 1			0.0
物件	I I		1	<u>25</u>	1 1	1		<u>30</u>
外径が0.1メート ル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートルよ高のもの 外径が0.2メートルよ満のもの 外径が0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートルよ満のもの 外径が0.3メートルよ満のもの 外径が0.4メートルよ満のもの 外径が0.4メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよからの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルよ為のもの 外径が1メートルようとのもの と第32条第1項第3号及び第 は得に掲げる施設		_ · · · · · ·						
トル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートルよ満のもの 外径が0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートルよ満のもの 外径が0.3メートルよ満のもの 外径が0.3メートルル未満のもの 外径が0.3メートルル未満のもの 外径が0.4メートルよ満のもの 外径が0.4メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が0.7メートルよ活のもの 外径が0.7メートルよ活のもの 外径が0.7メートルよ活のもの 外径が0.7メートルよ満のもの 外径が1メートル表満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ高のもの 外径が1メートルよ高のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ満のもの 外径が1メートルよ高のもの 外径が1メートルよるの 外径が1メートルよるの 外径が1メートルよるの 外径が1メートルよるの 外径が1メートルよるの 外径が1メートルよるの りたるの は第32条第1項第3号及び第 占 用 面積1平方 メートル1年に			1	38			†	45
外径が0.15メートル以上0.2メートルル未満のもの外径が0.2メートルル未満のもの外径が0.2メートルル未満のもの外径が0.3メートル未満のもの外径が0.3メートルル未満のもの外径が0.3メートルル未満のもの外径が0.4メートル未満のもの外径が0.4メートルル未満のもの外径が0.4メートルル未満のもの外径が0.7メートルル未満のもの外径が0.7メートルルトル未満のもの外径が0.7メートルルトル未満のもの外径が0.7メートルルトル未満のもの外径が0.7メートルルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルト		· ·						
トル以上0.2メートル未満のもの   外径が0.2メートル未満のもの   外径が0.2メートルル未満のもの   外径が0.3メートルルよ満のもの   外径が0.3メートルルよ満のもの   外径が0.3メートルルよ満のもの   外径が0.3メートルル上0.4メートルル上0.4メートルル上0.4メートルル上0.7メートルル上0.7メートルル上1メートル未満のもの   外径が0.7メートルル上1メートル未満のもの   外径が0.7メートルル上1メートル未満のもの   外径が0.7メートルル上1メートルよ満のもの   外径が1メートルルトルルトルルトルルトルルトルルトルルトルルトルルトルルトルルトルルトルル			ļ ļ				<u> </u>	
トル未満のもの 外径が0.2メート ル以上0.3メート ルよ満のもの 外径が0.3メート ルル以上0.4メート ルル以上0.4メート ルル未満のもの 外径が0.4メート ルル未満のもの 外径が0.7メート ルル未満のもの 外径が0.7メート ルルは1メートル 未満のもの 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 4号に掲げる施設       100 外径が1メートル 上のもの 外径が1メートル 以上のもの 大径が1メートル は上のもの 大径が1メートル 以上のもの 大径が1メートル 以上のもの 大径が1メートル 以上のもの 大谷が1メートル 以上のもの 大谷が1メートル 以上のもの 大谷が1メートル 大満のもの 大谷が1メートル 大本 大人の 大谷が1メートル 大人の 大谷が1メートル 大人の 大谷が1メートル 大人の 大谷が1メートル 大人の 大谷が1メートル 大人の 大谷が1メートル 大人の 大谷が1メートル 大人の 大谷が1メートル 大人の 大谷が 大人の 大谷が 大人の 大谷が 大人の 大名が 大人の 大名が 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の		· ·		<u>50</u>				<u>60</u>
外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの 外径が0.3メート ル以上0.4メート ルル共高のもの 外径が0.4メート ルル共高のもの 外径が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの 外径が1メートル 大満のもの 外径が1メートル ま満のもの 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 4号に掲げる施設 タインのもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 積1平方 メート ルル1年に						· ·		
ル以上0.3メート			1	76				90
外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの     100 外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの     外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの     12       外径が0.4メート ル以上0.7メート ル以上0.7メート ル以上1メートル 未満のもの     250 外径が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの     外径が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの     30       外径が1メートル 以上のもの     500 外径が1メートル 以上のもの     外径が1メートル 大満のもの     60       法第32条第1項第3号及び第 4号に掲げる施設     1 円 面 積1平方 メート ル1年に     4号に掲げる施設     1 円 面 積1平方 メート ル1年に								
ル以上0.4メート			]				] [	
ル未満のもの 外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの 外径が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 4号に掲げる施設       250 250 250 外径が1メートル 東満のもの 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 4号に掲げる施設       外径が1メートル 以上のもの 積1平方 メート ル以1年に       30 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 4号に掲げる施設       60 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21				<u>100</u>		I		<u>120</u>
外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの 外径が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 4号に掲げる施設       250 大名が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 積1平方 メート ル1年に       500 大名が1メートル 大名が1メートル 大名が1メートル 大名が1メートル 以上のもの な第32条第1項第3号及び第 占 用 面 積1平方 メート ル1年に       60 大名が1メートル 大名を表第1項第3号及び第 占 用 面 大名を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を						-		
ル以上0.7メート ル未満のもの 外径が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの 外径が1メートル 以上のもの 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 4号に掲げる施設     250 外径が0.7メート ル以上1メートル 大満のもの 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 積1平方 メート ル1年に     500 次径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 積1平方 メート ル1年に     250 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 積1平方 メート ル1年に     1,000 本分とに掲げる施設		· · · · ·	1	180			<u> </u>	210
外径が0.7メートル以上1メートル表満のもの 外径が1メートル以上のもの 外径が1メートル以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 4号に掲げる施設       500 大第32条第1項第3号及び第 占 用 面 積1平方 メートルル1年に       300 外径が1メートル 以上のもの 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 積1平方 メートルル1年に       600 大線100 大 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大線100 大 大線100 大 大線100 大 大線100 大 大 大線100 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		' -		100				210
ル以上1メートル 未満のもの     500 外径が1メートル 以上のもの     外径が1メートル 以上のもの     60 外径が1メートル 以上のもの       法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 4号に掲げる施設     1,00 4号に掲げる施設   法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 技能 技能 4号に掲げる施設 4号に掲げる施設 4号に掲げる施設 70 7								
未満のもの 外径が1メートル 以上のもの     500 以上のもの       法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 4号に掲げる施設     840 利子に掲げる施設       未満のもの 外径が1メートル 以上のもの     60 法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 積1平方 メート ル1年に				<u>250</u>				300
外径が1メートル 以上のもの     500 以上のもの     外径が1メートル 以上のもの     60 以上のもの       法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 4号に掲げる施設     1,00 4号に掲げる施設     1,00 4号に掲げる施設						· ·		
以上のもの     以上のもの       法第32条第1項第3号及び第 占 用 面 4号に掲げる施設     840 4号に掲げる施設       は第32条第1項第3号及び第 占 用 面 4号に掲げる施設     1,00 4号に掲げる施設       メートル1年に     ル1年に		<b>—</b>	<u> </u>	500			<u> </u> 	600
法第32条第1項第3号及び第 占 用 面				<u>500</u>				800
4号に掲げる施設   積1平方   4号に掲げる施設   積1平方   メート   ル1年に   ル1年に   1	法第32多		占用面	840	法第32条	1	占用面	1,000
ル1年に	1 1		積1平方				積1平方	
			ル1年に つき				ル1年に つき	
			<b>∠</b> ⊂				<b>∠</b> ⊂	

<ul> <li>法第32</li> <li>条第1項にる</li> <li>下びを</li> <li>下でを</li> <li>おびを</li> <li>下に</li> <li>その他のもの</li> <li>おびを</li> <li>一に</li> <li>おびを</li> <li>一に</li> <li>おびを</li> <li>一に</li> <li>おびき</li> <li>一に</li> <li>おびき</li> <li>一に</li> <li>おびき</li> <li>一に</li> <li>おびき</li> <li>一に</li> <li>おびき</li> <li>一に</li> <li>一に</li> <li>おびき</li> <li>一に</li> <li>一に</li> <li>でのもの</li> <li>一に</li> <li>でも</li> <li>でき</li> <li></li></ul>
B
施設
もの   上空に設ける通路   大の他のもの   上空に設ける通路   大の他のもの   上で設けるの   上ででも   大の他のもの   上では   大の一下でも   大の他のもの   上積   上では   大の他のもの   上積   上では   大の他のもの   上積   上では   大の一下でも   大ののの   大の一下でも   大ののの   大の一下でも   大の一下では   大の
路地下に設ける通路をの他のものというでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいっては、はいっては、はいっては、はいっては、はいっては、はいっとは、はいいいいは、はいいいいは、はいいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいはいい
地下に設ける通 770 路40 840 840 840 840 840 840 840 840 840 名第1項の催しに際し、も 1 平 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下
その他のもの840法第32 条第1項 第6号に 時的に設けるも の他のもの占積1平方 オートに つき 大ル1日に つき 大ル1月に つき 不の他のもの 大ル1月に つき 大ル1月に つき 大ル1月に つき 大ル1月に つき 大ル1月に つき 表積1平方 スの他のもの 大ル1月に つき そのもの 表積1平方 大ル1月に つき そのもの 表積1平方 大ル1年に つき でもの 表積1平方 大ル1年に つき イのもの 表積1平方 大ル1年に つき イのもの 日本1年 (百70)
法第32祭礼、縁日その他 占 用 面 26条第1項の催しに際けるも が 1 一日に の 1 一日に の 260大の他のもの 1 一月に の 1 一月に の 260大の他のもの 1 一月に の 1 一月に の 260本第1号に あの (アでも 8 方 平 下 に るもの 1 一月に る 1 一月に の 2 の 0 他 表 市 下 ト ル 1 月に つき 元 の 0 の で 1 一月に つき 元 平 下 月に つき で 1 十 1 年 1 年 1 年 670
条第1項 第6号に 協助の催しに際し、一積1平方 オノート ル1日に つき 一方 ・一方 <br< td=""></br<>
掲げる あ
施設 つき 7 その他のもの 占用面積1平方 メートル1月に つき で 1 表示面 260
その他のもの       占用面積1平方メートル1月につき         政令第7看板(アー時的表示面条第1号ーチでは設け積1平方に掲げるものをいるものがより、)       260         本ものを除く。)       大川月につき         その他表示面のものをいかりまった。)       その他表示面2,600のもの様1平方メートル1年につき         標識       1本1年
積1平方 メート ル1月に つき 数令第7看板 (アー時的表示面 条第1号ーチでに設け積1平方 に掲げあるものメート るもの メート のを除 く。) この他表示面 のもの積1平方 メート ル1月に つき その他積1平方 メート ル1年に つき
マート   アート   アート   アート   アート   アート   でき   でき   では   では   けば   です   では   では   でき   では   でもの   でき   でき   でき   でき   でき   でき   でき   で
政令第7看板(アー時的表示面       260         条第1号ーチでに設け積1平方に掲げあるものメートのものを除く。)       メートル1月につき         その他表示面のもの積1平方メートル1年につき標識       1本1年         標識       1本1年
政令第7看板(アー時的表示面条第1号ーチでに設け積1平方に掲げあるものメートのを除く。)       260         名物件のを除く。)       ル1月につき         その他表示面のもの積1平方メートル1年につき標識       1本1年
条第1号 ー チ で に 設 け 積1平方 に 掲 げ あ る も るもの メート ル1月に つき そ の 他 表 示 面 2,600 のもの 積1平方 メート ル1年に つき 標識 1本1年 670
に 掲 げ あ る も るもの メート ル1月に っき その 他 表 示 面 2,600 のもの 積1平方 メート ル1年に っき 標識 1本1年 670
る物件     のを除く。)     ル1月につき       その他表示面のもの積1平方メートル1年につき     1本1年     670
く。) つき その他表示面 2,600 でものもの 積1平方メートル1年につき 標識 1本1年 <u>670</u>
その他表示面 2,600 のもの 積1平方 メート ル1年に つき 標識 1本1年 <u>670</u>
のもの 積1平方 メート ル1年に つき 標識 1本1年 <u>670</u>
ル1年に つき 標識 1本1年 <u>670</u>
つき 標識 1 本 1 年 <u>670</u>
標識 1 本 1 年 670
1 1 <u> </u>
につき
旗ざお 祭礼、縁 1 本 1 日 26
日そのにつき
他の催
し、一時
的 に 設
けるも
Ø
その他 1 本 1 月 <u>260</u> のもの につき
幕(政令祭礼、縁 その面 26
第7条第日 その積1平方
第7条第日 その積1平方 4号に掲他 の催メート
第7条第日 その 積1平方 4号に掲他 の 催 メ ー ト げ る エ し に 際 ル1日に
第7条第日 その積1平方 4号に掲他の催メート げるエしに際ル1日に 事用施し、一時つき
第7条第日その積1平方 4号に掲他の催メート げるエしに際ル1日に 事用施し、一時つき 設であ的に設
第7条第日 その積1平方 4号に掲他の催メート げるエしに際ル1日に 事用施し、一時つき

V4 65 00	ub 구 상:	7H 平L 2 * 1	ь ш т	( m/z )
	地下街			(略)
1	及び地		積1平方	
第5号に	下室	階数が2		(略)
掲げる			ル1年に	
施設		階数が3	つき	(略)
		以上の		, ,,,
		もの		
	上売に言	设ける通		(略)
		メリる迪		(四十
	路四、二	m		
	地下に記	设ける 連		800
	路			
	その他の	もの		<u>1,000</u>
法 第 32	祭礼、縁	日その他	占用面	27
	の催しに		積1平方	
1	時的に診		メート	
掲げる		~ 17 & 0	ル1日に	
1			1	
施設	7 - 11 -		つき	250
	その他の	もの	占用面	<u>270</u>
			積1平方	
			メート	
			ル1月に	
			つき	
政会第7	看板(ア	一時的		270
	ーチで			210
	あるも	200	メート	
る物件	のを除		ル1月に	
	⟨ 。 )		つき	
		その他	表示面	<u>2, 700</u>
		のもの	積1平方	
			メート	
			ル1年に	
			つき	
	標識		1本1年	900
	宗 哦			<u>800</u>
	14 ( ) ) .	6	につき	
	旗ざお	祭礼、縁		<u>27</u>
			につき	
		他の催		
		しに際		
		し、一時		
		的に設		
		けるも		
		0		
1				
1			1 + 1 □	070
		その他		<u>270</u>
		そ の 他 のもの	につき	
		そ の 他 のもの 祭礼、縁	につき そ の 面	<u>270</u> <u>27</u>
	幕(政令 第7条第	そ の 他 のもの 祭礼、縁	につき	
		そ の 他 のもの 祭礼、縁 日 そ の	につき そ の 面 積1平方	
	第7条第 4号に掲	その他 のもの 祭礼、縁 日 の 催	につき そ の 面 積1平方 メ ー ト	
	第7条第 4号に掲 げる工	そのもの 祭礼、 その 催 に 際	につき そ の 面 積1平方 メ ー ト ル1日に	
	第7条第 4号に掲 げる工 事用施	そのいい のののいい。 いいでは、 そのに、 はいのに、 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい	につき そ の 面 積1平方 メ ー ト	
	第7条第4号にる用で事設で	その祭日他しし的のの。私、そのに一に、ににいる。	につき そ の 面 積1平方 メ ー ト ル1日に	
	第7条第4号にる用で事設で	そのいい のののいい。 いいでは、 そのに、 はいのに、 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい	につき そ の 面 積1平方 メ ー ト ル1日に	

く。) その他	その面 260	く。) その他	その面 270
	積1平方		積1平方
	メート		メート
	ル1月に		ル1月に
	つき		つき
	1 基 1 月 2,600		1 基 1 月 2,700
横断す	につき	横断す	につき
るもの	(mfr.)	るもの	(mfr)
その他	(略)	その他	(略)
のもの   政令第7条第2号に掲げる工	占用面 840	のもの   政令第7条第2号に掲げるエ	占用面 1,000
	積1平方		百 用 画 <u>1,000</u> 積1平方
	   x -		メート
	ル1年に		ル1年に
	つき		つき
政令第7条第3号に掲げる施		政令第7条第3号に掲げる施	
設	積1平方 0.034 を	設	積1平方 0.033 を
	メート 乗じて ル1年に 得た額		メート ル1年に 得た額
	か1年に一侍に領しつき		か1年に  侍に領   つき
政令第7条第4号に掲げるエ		□ 政令第7条第4号に掲げるエ	
事用施設及び同条第5号に		事用施設及び同条第5号に	l ——
掲げる工事用材料	メート	掲げる工事用材料	メート
	ル1月に		ル1月に
	つき	it A title to take the control of th	つき
政令第7条第6号に掲げる仮		政令第7条第6号に掲げる仮	
設建築物及び同条第7号に 掲げる施設	  メート	設建築物及び同条第7号に 掲げる施設	
地のの地区	ル1月に	1917 公地民	ル1月に
	つき		つき
政令第7トンネルの上又	占用面A に	政令第7トンネルの上又	占用面A に
条第8号は高架の道路の	l ———	条第8号は高架の道路の	
に掲げ路面下(当該路面		に掲げ路面下(当該路面	
る施設 下の地下を除 く。) に設けるも		る施設   下の地下を除く。) に設けるも	
へ。)に取りるも		し、これに致けるもの	
上空に設けるも	A Z	上空に設けるも	A Vこ
0	0.024 を	0	0.023 を
	乗じて		乗じて
	得た額		得た額
地下(ト階数が1	(略)	地下(ト階数が1	(略)
ンネルのもの	/ m&\	ンネルのもの の上の階数が2	/ m/z \
b 上 の 階級 か 2   地 下 を のもの	(略)		(略)
除く。) 階数が3	(略)	除く。) <b>階数</b> が3	(略)
に設け以上の	(   (   (   (   (   (   (   (   (   (	に設け以上の	[ (#4)
るもの もの		るもの もの	
その他のもの	A 12	その他のもの	A (C
	0.034 を		0.033を
	乗じて		乗じて
政令第7建築物	おおおり得た額お用面Aに	政令第7建築物	占用面A
条第9号	西 用 画 A に 積1平方 <u>0.017</u> を		百 用 画 A   に   積1平方 <u>0.016</u> を
1.1.514 . 4.1	1/2 - 1 /2   0.011	1515514 2 4 1	1/2 - 1 /3   0.010 & 1

大の他のもの   つき	に掲げ		メート	乗じて	に 掲	げ		メート	乗じて
政令第7建築物         占用面面 A に 横1平方 2.024 を 火ート 乗 じて ル1年に 得た額 で					1 1			ル1年に	得た額
条第 10 号に掲してる施       横1平方 0.024を火ート乗じてル1年に得た額で設及 びその他のもの自動車駐車場 (略)       (略)         股金等7トンネルの上又占用面Aに条第 11 協面下に設ける応息の		その他のもの	つき	(略)			その他のもの	つき	(略)
号に 掲       メートに得た額         ける 施       メートに得た額         自動動車       (略)         政 び その他のもの       (時)         政 び その他のもの       (時)         政 び その他のもの       (略)         政 が 車 財車場       大 人 下 で 待た額         政 第 11 は高架の道路の が 東に設けるものに 2 は 路もの       人 下 で 持た額         場 もの と空に設けるもの と空に設けるもの を 乗して で 得た額       人 に の 24 を 乗を額 と で 得た額         その他のもの       人 所 に 額 に 2 の 24 を 乗 で で 別 は 自動車 車 財道 メートに 2 を の と 空に設けるもの と 空に設けるもの と で 別 を 第 13 は 自動車 車 財道 メートに 2 を 第 13 は 自動車 車 財道 メートに 2 を 第 13 は 自動車 車 財道 メートに 2 を 第 13 は 自動車 車 財道 メートに 2 を 第 13 は 自動車 車 財道 メートを 2 を 9 を 第 13 は 自動車 車 財道 メートを 3 を 9 を 第 13 は 自動車 車 財道 メートを 4 を 9 を 第 13 は 自動車 車 財道 メートを 4 を 9 を 第 13 は 自動車 車 財道 メートを 4 を 9 を 第 13 は 自動車 車 財産 2 で 7 を 9 に 初 2 を 9 に で 3 を 9 に で 3 を 9 に で 3 を 9 に で 3 を 9 に が 3 を 9 に で 3 を 9 に が 3 を 9 に で 3 を 9 に で 3 を 9 に	政令第7	建築物	占用面	A に	政令:	第7	建築物	占用面	A に
がる 施	条 第 10		積1平方	<u>0.024</u> を	条 第	10		積1平方	0.023を
設 及 び   その他のもの	号に掲		メート	乗じて	号 に	掲		メート	乗じて
自動車 駐車場 取令第7トンネルの上又 占用面 A に 条第11は高架の道路の 急仮設とでで、		1	ル1年に	得た額	1 1			ル1年に	得た額
駐車場 政令第7トンネルの上又 占用面 A に 条第 11 は高架の道路の 号に 掲 路面下に設ける もの 急仮 設 上空に設けるも の と 上空に設けるも の の 334を 乗 じて 得 た額 と タ 第7条第12号に掲げる			つき	(略)			その他のもの	つき	(略)
政令第7トンネルの上又 占用面 A         に積1平方 0.017を 3に 場 5 に 掲 8 面下に設ける b 7 に 場 8 面下に設ける b 7 に 3 に 6 の 8 乗 じ 7 得 2 号に掲げる b 7 に 場 6 面 A に 6 0.034を 7 トンネルの上又 占 用面 A に 7 の 8 第 13 は 自動車専用 面 A に 7 の 8 第 13 は 自動車専用 面 A に 7 の 8 第 13 は 自動車専用 面 A に 7 の 8 第 13 は 自動車専用 面 A に 7 の 8 第 13 は 自動車専用 面 A に 7 の 8 第 13 は 自動車専用 面 A に 7 の 8 第 13 は 自動車専用 面 A に 7 の 8 第 13 は 1 自動車車					1 1				
条第 11 は高架の道路の 号に掲して (お 仮設 急 仮設 基築物       横1平方 ル1年に のき       0.017を (株) 長に掲して (株) 長に観けるもの       条第 11 は高架の道路の (株) 長に掲して (株) 長に掲して (株) 長に観けるもの       1 平方 (0.016を 乗 じて (株) 長額         を今第7条第12号に掲げる 器具       古用面A (大額 (大額)       上空に設けるもの (大額)       上空に設けるもの (大額)       上空に設けるもの (大額)       上空に設けるもの (大額)       上空に設けるもの (大額)       上空に設けるもの (大額)       上空に設けるもの (大額)       上空に設けるもの (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)									
号に掲路面下に設ける よのに					1 1				
ける 応 もの					1 1				
急仮設 建築物       上空に設けるも の       つき 乗じて 得た額       A に 0.023 を 乗じて 得た額       この他のもの       つき 種業物 の       A に 0.033 を 乗じて 得た額         政令第7条第12号に掲げる 器具       占用面 (1平方 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)					1 1				
建築物     の       その他のもの     0.024 を乗じて得た額 A に 0.034 を乗じて得た額 A に 0.034 を乗して得た額 B に設けるもの B に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの A に 0.034 を乗 じて得た額 C 乗 じて 保 を 乗 じて					1 3			1	
乗じて で			つさ		1 1			つさ	
得た額	建築物	(0)			建榮1	<b>70</b>	0)		
その他のもの									
● 10 034 を 乗じて 得た額 政令第7条第12号に掲げる 占 用 面 A に 積1平方 ル1年に つき 政令第7トンネルの上又 占 用 面 A に ※第 13 は自動車専用道積1平方 号に 掲路(高架のものに メートに がる 施 限る。)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの とで、得た額 その他のもの  A に 0.024を 乗じて 得た額 その他のもの  A に 0.024を 乗じて 得た額 その他のもの  A に 0.024を 乗じて 得た額 その他のもの  A に 0.033を 乗でて その他のもの  上空に設けるも A に 0.023を 乗でて 得た額 その他のもの  上空に設けるも A に 0.023を 乗でて 得た額 その他のもの  上空に設けるもの 長を額 その他のもの		スの他のもの					スの他のもの		
乗じて 得た額 政令第7条第12号に掲げる 占 用 面 A に 積1平方 ル1年に つき 政令第7トンネルの上又 占 用 面 A に 条 第 13 は自動車専用道積1平方 ラに 掲路 (高架のものに メートト ではけるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの A に 0.034を 乗じて 得た額 つき A に 0.024を 乗じて 得た額 その他のもの A に 0.024を 乗じて 得た額 その他のもの A に 0.033を 乗じて 得た額 ことではいるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの とりまるもの A に 0.023を 乗じて 得た額 その他のもの A に 0.033を 乗じて 得た額 その他のもの A に 0.033を 乗じて 得た額 その他のもの A に 0.033を 乗じて 得た額 その他のもの		ての他のもの		I I			ての他のもの		
では、									
政令第7条第12号に掲げる     占用面A     に積1平方       (1 平方     (2 平元									
器具     積1平方 0.034 を 乗 じてル1年に得た額 つき       政令第7 トンネルの上又 占 用 面 A に条 第 13 は自動車専用道程1平方の 0.017 を 居 協 (高架のものに メート 乗 じてげる 施 限る。)の路面下に設けるものと 2 と空に設けるものと 2 と空に設けるものと 4 に 0.024 を 乗 じて得た額 A に 0.024 を 乗 じて得た額 A に 0.034 を 乗 じて得た額 A に 0.033 を 乗 じて得た額 A に 0.033 を 乗 じて得た額 A に 0.033 を 乗 じて 得た額	政会第7章	<u>l</u> 条第12号に掲げる	占用面		政会分	至7≤	L 条第12号に掲げる	占用面	
水 - ト 乗 じ て ル1年に 得た額 つき       水 - ト 乗 じ て ル1年に 得た額 つき         政令第7 トンネルの上又 占 用 面 A に 条 第 13 は自動車専用道 積1平方 0.017 を 号 に 掲路 (高架のものに げる 施 限る。) の路面下 に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの 名 に 0.023 を 乗 じ て 得た額         との他のもの       A に 0.034 を 乗 じ て 得た額 で 得た額		7,7112 /J (C )G() O			1 1	17 . >	W 31 12 13 (C 19) () D		
か1年に 得た額 つき       ル1年に 得た額 つき         政令第7トンネルの上又 占 用 面 A に 条 第 13 は自動車専用道積1平方 号に 掲路 (高架のものに メート 課 じて げる 施限る。) の路面下ル1年に でき       乗 じて 得た額 でき         上空に設けるもの 上空に設けるもの と と空に設けるもの と と空に設けるもの と なっしの24を 乗 じて 得た額 その他のもの その他のもの を 乗 じて 得た額 でき       A に 0.024を 乗 じて 得た額 でき									
政令第7 トンネルの上又 占 用 面 A       に         条 第 13 は自動車専用道 積1平方 0.017を									
条 第 13 は自動車専用道 積1平方 0.017を			つき					つき	
号に掲路(高架のものにメート乗じてげる施限る。)の路面下ル1年に得た額       場に設けるもの       日本ではいるもののとは、カートではある。)の路面下がよりでは、1年におけるものでは、カートでは、1年におけるものでは、カートでは、1年におけるものでは、カートでは、1年におけるものでは、カートでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カートでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードを額では、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、カードでは、1年におけるものでは、1年におけるものでは、1年におけるものでは、1年におけるものでは、1年におけるものでは、1年におけるものでは、1年におけるものでは、1年におけるものでは、1年におけるものでは、1年におけるようには、1年におけるようには、1年におけるようには、1年におけるようには、1年におけるようには、1年におけるようには、1年におけるようには、1年におけるようには、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年	政令第7	トンネルの上又	占用面	A に	政令	第7	トンネルの上又	占用面	A に
げる施限る。)の路面下に設けるものというさ       ル1年に得た額に設けるものというさ         上空に設けるもののののののではできます。       A にののの24を乗じて得た額を乗じて得た額を乗じて得た額を乗じて得た額	条 第 13	は自動車専用道	積1平方	<u>0.017</u> を	条 第	13	は自動車専用道	積1平方	<u>0.016</u> を
設     に設けるもの     つき       上空に設けるものの     A     に設けるもの     つき       上空に設けるものの     A     に設けるものの       上空に設けるもののの     0.023を乗じて得た額       その他のもののの     A     に設けるもののの       その他のもののの     A     にののの       その他のもののの     A     にののの       インストラートの     A     にののの       日本の他のもののの     A     にののの       日本の他のもののの     A     にののの       日本の他のものののの     A     にのののの       日本の他のものののののののののののののののののののののののののののののののののの	号に掲	路(高架のものに	メート	乗じて	号 に	掲	路(高架のものに	メート	乗じて
上空に設けるものの       A に 0.024を乗じて得た額         その他のもの       A に 0.034を乗じて得た額         その他のもの       A に 0.034を乗じて得た額		限る。)の路面下		得た額	1 1	施	限る。)の路面下	ル1年に	得た額
の     0.024 を 乗 じ て 得た額       その他のもの     A に 0.034 を 乗 じ て 得た額       その他のもの     A に 0.033 を 乗 じ て 得た額	設	に設けるもの	つき		設		に設けるもの	つき	
乗じて得た額       その他のもの     A に 0.034を乗じて得た額       様にて得た額		上空に設けるも					上空に設けるも		
その他のもの     4た額       その他のもの     A に 0.034を乗じて得た額		の					の		
その他のもの       A に 0.034 を 乗 じ て 得た額									
0.034 を 乗 じ て 得た額     0.033 を 乗 じ て 得た額							- H		
乗じて得た額     乗じて得た額		その他のもの					その他のもの		
得た額									
備考 (略) 備考 (略)		<u> </u>		1年に観					付に観
	備考	(略)			( )	青考	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後			
(占用料の減免)	(占用料の減免)			
第4条 市長は、占用物件が次の各号のいず	第4条 市長は、占用物件が次の各号のいず			
れかに該当するときは、占用料を減免する	れかに該当するときは、占用料を減免する			
ことができる。	ことができる。			

- (1) (2) (略)
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170 号)第2条第1項第17号に規定する電気 事業者(同項第3号に規定する小売電気事 業者を除く。)又は電気通信事業法(昭和 59年法律第86号)第120条第1項に 規定する認定電気通信事業者(以下「認定 電気通信事業者」という。)が設ける架空 の電線

(1) • (2) (略)

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170 号)第2条第1項第17号に規定する電気 事業者(同項第3号に規定する小売電気事 業者及び同項第15号の4に規定する特 定卸供給事業者を除く。)又は電気通信事 業法(昭和59年法律第86号)第120 条第1項に規定する認定電気通信事業者 (以下「認定電気通信事業者」という。) が設ける架空の電線

 $(4) \sim (13)$  (略)

 $(4) \sim (13)$  (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)第 2条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に既に道路法(昭和27年法律第 180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて道路を占用していた者 が同日以降において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用するときの当該占用 物件に係る令和3年度以降の各年度の占用料の額は、当該占用物件に係る当該各年度の 前年度における占用料の額に1.2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があると きは、これを切り捨てた額。以下「調整占用料額」という。)が新条例第2条の規定によ る当該占用物件に係る占用料の額に達するまでの間、当該調整占用料額とする。

第 57 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年浜松市条例第160号)の一部を次のように改正する。

別表第2船明地区整備計画区域の項を次のように改める。

船明	A 低			200	亚	外壁等	1 メ	(1) 外壁		
地区	層低				メ	の面か	<u>-</u> }	等の後		
整備	密住			_	<u>۱</u>	ら道路	ル	退距離		
計画	宅地			ル	1.	境界線	1	の最低		
	区区					現が旅までの				
区域								限度に		
-	D -L	V ) - II ) 12 27 66 II				距離	- )	満たな		
	B 中	次に掲げる建築物				外壁等	1 メ	い距離	15 メ	
	低層	(1) 法別表第2(は)項				の面か		にある	ー ト	
	住宅	第6号に規定するもの				ら道路	ル	部分の	ル	
	地区	(2) 店舗・飲食店その				境界線		水平面		
		他これらに類する用				及び隣		におけ		
		途に供するもののう				地境界		る中心		
		ち、政令第130条の5				線まで		線の長		
		の2で定めるもので、				の距離		さの合		
		その用途に供する部						計が3		
		分の床面積が150平方						メート		
		メートルを超えるも						ル以下		
		の						の建築		
	C-1							物		
	補助							(2) 軒の		
	幹線							高さが		
	沿道							2.3 メ		
	住宅							ートル		
	地区							以下		
	C-2							で、か		
	幹線							つ、床		
	沿道							面積が		
	住宅							5 平 方		
	地区							メート		
	D 住	   次に掲げる建築物						ル以内		
	宅配	(1) 法別表第2(に)項						の物置		
	慮型	第3号、第5号、第6号						(車庫		
								を除		
	工業	及び第8号に規定する						<. )		
	地区	もの (0) 法則事符 (27) 項						(3) 軒の		
		(2) 法別表第2(ほ)項						高さが		
		第2号に規定するもの						2.3 メ		
		(3) 法別表第2(ぬ)項						ートル		
		第4号に規定するもの						以下の		
		(4) 法別表第2(る) 項						車庫		
		第1号に規定するもの						早熚		
	Et	次に掲げる建築物								
	ンタ	(1) 法別表第2(に)項								

第2号(自動車修理工 場を除く。)、第3号 から第6号まで及び第 8号に規定するもの (2) 法別表第2(ほ)項 第2号に規定するもの (3) 法別表第2(か)項 第3号及び第4号に規定するもの (5) 法別表第2(か)項 第1号及び第2号に規定するもの (2) 法別表第2(か)項 第1号及び第2号に規定するもの (2) 法別表第2(な)項 第2号に規定するもの (2) 法別表第2(に)項 第3号から第6号までに規定するもの (3) 法別表第2(ほ)項 第2号に規定するもの (3) 法別表第2(ほ)項 第2号に規定するもの (4) 法別表第2(の)項 第2号に規定するもの (5) 法別表第2(の)項 第2号に規定するもの (6) 法別表第2(り)項 第2号に規定するもの (7) 体 (8) 法別表第2(か)項 第2号に規定するもの (8) 法別表第2(か)項 第2号に規定するもの (9) 法別表第2(か)項 第2号に規定するもの (1) 外 5 メ マ ト ル か 5 メ マ ト ル か 6 と 道路界 線までの 距離 (2) 外 1 メ 壁等 の 面 か 6 と 関東 の 面 か 6 と の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	一区   F導設区     膨施地
壁のか道境線で距)壁のか隣境線で等面ら路界まの離外等面ら地界まのール 1ール	場でいる。 場では、 のである。 のでは、 のである。 のである。 のである。 のである。 のでは、 のである。 のでは、 のである。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のである。 のでは、
平方メー	場がの)も)に)も)に(第定に)を)に(2)第2は、(4)第2に)の)を)に(4)第2に)の)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(5)第定に)を)に(6)第一次(6)第一
	場がの)も)に )も)に ) 第での 2 第での)も)に ) も)に ) きっと 3 第での)も)に ) も)に ) ち 変 第 定 2 第 の 2 第 ら ま 及 に 表 の き 第 ら 2 定 に ら の ほ え に ま と 2 第 の 2 第 ら 2 年 に 5 年 に 5 年 に 5 年 に 5 年 に 5 年 に 6 の に 5 年 に 6 の に 6 年 に 7 年 の 2 年 に 7 年 の 2 年 に 7 年 の 2 年 の 2 年 の 2 年 の 3 年 の 4 年 の 9 年
場が第一項の項規 項の項規 項に 項ま 項も 項も 項に の (4) 第3 第2 (4) 第3 第2 (5) 第2 (5) 第2 (6) 第2 (6	

# 附則

この条例は、公布の日後最初の船明地区整備計画区域に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更の告示があった日から施行する。

第 58 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市火災予防条例の一部改正について

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備 (固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第20号、同条第2項第1号、第11条第1項(第7号及び第10号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

 $2 \sim 5$  (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この項において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備 (固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第20号、同条第2項第1号、第11条第1項(第7号及び第10号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

 $2 \sim 5$  (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力20キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

## (1)~(3) (略)

- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と 電気を動力源とする自動車等との間で自 動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されて いない場合には、充電を開始しない措置を 講じること。
- (5) 急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。
- (6) 急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

(7)~(11) (略)

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット 以下のもの及び消防長が認める延焼を防 止するための措置が講じられているもの を除く。)を屋外に設ける場合にあっては、 建築物から3メートル以上の距離を保つ こと。ただし、不燃材料で造り、又は覆わ れた外壁で開口部のないものに面すると きは、この限りでない。

# $\underline{(2) \sim (4)} \qquad (略)$

- (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と 電気自動車等との間で自動的に絶縁状況 の確認を行い、絶縁されていない場合に は、充電を開始しない措置を講じること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に 接続されていない場合には、充電を開始し ない措置を講じること。
- (7) 急速充電設備と<u>電気自動車等</u>の接続部 に電圧が印加されている場合には、当該接 続部が外れないようにする措置を講じる こと。

### $(8) \sim (12)$ (略)

- (13) コネクター (充電用ケーブルを電気 自動車等に接続するための部分をいう。以 下この号において同じ。) について、操作 に伴う不時の落下を防止する措置を講じ ること。ただし、コネクターに十分な強度 を有するものにあっては、この限りでな い。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体 を用いるものにあっては、当該液体が漏れ た場合に、漏れた液体が内部基板等の機器 に影響を与えない構造とすること。また、

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵し ているものにあっては、当該蓄電池につい て次に掲げる措置を講じること。

#### ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異 常な高温となった場合には、急速充電設 備を自動的に停止させること。

(13) · (14) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

際し、火災の発生のおそれのある設備のう

充電用ケーブルを冷却するために用いる 液体の流量及び温度の異常を自動的に検 知する構造とし、当該液体の流量又は温度 の異常を検知した場合には、急速充電設備 を自動的に停止させる措置を講じること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数 の電気自動車等に同時に充電する機能を 有するものにあっては、出力の切替えに係 る開閉器の異常を自動的に検知する構造 とし、当該開閉器の異常を検知した場合に は、急速充電設備を自動的に停止させる措 置を講じること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵し ているものにあっては、当該蓄電池につい て次に掲げる措置を講じること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造 とし、異常な高温又は低温を検知した場 合には、急速充電設備を自動的に停止さ せること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する 構造とし、制御機能の異常を検知した場 合には、急速充電設備を自動的に停止さ せること。

(17) • (18) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に │ 第44条 火を使用する設備又はその使用に 際し、火災の発生のおそれのある設備のう

ち、次に掲げるものを設置しようとする者 は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け 出なければならない。

 $(1) \sim (9)$  (略)

(10)~(13) (略)

<u>(14)</u> 水素ガスを<u>充てんする</u>気球

ち、次に掲げるものを設置しようとする者 は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け 出なければならない。

 $(1) \sim (9)$  (略)

(10) 急速充電設備(全出力50キロワッ ト以下のものを除く。)

(11)~(14) (略)

(15) 水素ガスを<u>充填する</u>気球

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の 2第1項に規定する急速充電設備に係る浜松市火災予防条例の規定の適用については、 なお従前の例による。

第 59 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置 条例の一部改正について

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部 を改正する条例を次のように定める。

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置 条例の一部を改正する条例

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年浜松市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第5条の2 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

(勤務条件の特例)

第6条 (略)

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第5条の2 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する指針(以下「指針」という。)に基づき、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

(勤務条件の特例)

第6条 (略)

<u>(1年単位の週休日及び勤務時間の割振り</u> の特例)

第6条の2 教育委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある教育職員については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務条件条例第2条第1項から第4項まで、第3条及び第4条の規定にかかわらず、教育委員会規則の定めるとこ

- ろにより、週休日及び勤務時間の割振りを別 に定めることができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により週休日及 び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週 少なくとも1日の週休日を設け、対象期間 (その期間を平均して1週間当たりの勤務 時間が通常の勤務時間となるよう週休日及 び勤務時間を割り振る期間をいい、1 箇月を 超え1年以内の期間に限るものとし、長期休 業期間等の一部又は全部を含むものとする。 以下この条及び次条において同じ。)として 定められた期間につき当該期間を平均して 1週間当たりの勤務時間が38時間45分 (勤務条件条例第2条第2項に規定する育 児短時間勤務職員等にあっては当該育児短 時間勤務等の内容に従い教育委員会が定め た時間、同条第3項に規定する再任用短時間 勤務職員にあっては15時間30分から 31時間までの範囲内で教育委員会が定め た時間、同条第4項に規定する任期付短時間 勤務職員にあっては31時間までの範囲内 で教育委員会が定めた時間)となるよう勤務 時間を割り振らなければならない。
- 3 第1項の教育委員会規則においては、次に 掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 第1項に規定する週休日及び勤務時間 の割振りにより勤務させることができる 教育職員の範囲
  - (2) 対象期間
  - (3) 対象期間の起算日
  - (4) 対象期間を定めることができる期間の範囲
  - (5) 特定期間(対象期間中の特に業務が繁

忙な期間をいう。次号において同じ。)

- (6) 特定期間の起算日
- (7) 対象期間における勤務日(勤務時間を 割り振る日をいう。以下この条において 同じ。)及び当該勤務日ごとの勤務時間 (次項の規定により対象期間を1箇月以 上の期間ごとに区分することとした場合 においては、当該区分による各期間のう ち当該対象期間の初日の属する期間(以 下この条において「最初の期間」という。) における勤務日及び当該勤務日ごとの勤 務時間並びに当該最初の期間を除く各期 間における勤務日数及び総勤務時間)
- 4 教育委員会は、第1項の規定により週休日 及び勤務時間の割振りを定める場合には、対 象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、最 初の期間における勤務日及び当該勤務日ご との勤務時間並びに当該最初の期間を除く 各期間における勤務日数及び総勤務時間を 割り振る方法によることができる。
- 5 教育委員会は、前項に規定する方法により 週休日及び勤務時間の割振りを定める場合 には、同項の区分による各期間のうち最初の 期間を除く各期間における勤務日数及び総 勤務時間について、当該各期間の初日の少な くとも30日前に、当該勤務日数を超えない 範囲内において当該各期間における勤務日 及び当該総勤務時間を超えない範囲内にお いて当該各期間における勤務日 における勤務日ごとの勤務 時間の割振りを定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第1項の規定により週休日 及び勤務時間の割振りを定める場合には、指 針に定める措置を講じるものとする。

(勤務することを要しない時間の指定)

第6条の3 教育委員会は、前条第1項の規定 により週休日及び勤務時間の割振りを定め た場合であって、対象期間中に、その対象と なった教育職員又は当該教育職員の所属す る学校について、指針に定める措置を講じる ことができなくなった場合又は講じること ができなくなることが明らかとなった場合 においては、当該措置を講じることができな くなった時点の日又は講じることができな くなることが明らかとなった時点の日以降 において4週間を超えない期間につき1週 間当たり38時間45分を超える勤務時間 が割り振られた期間が存在するときには、当 該教育職員に対して、前条第1項の規定によ り勤務時間が割り振られた当該期間内の日 のうち勤務条件条例第8条第1項に規定す る休日等を除いた日に割り振られた勤務時 間の全部又は一部を教育委員会規則に定め るところにより勤務することを要しない時 間として指定し、当該教育職員が当該期間に おいて、当該指定された時間を除く正規の勤 務時間を1週間当たり38時間45分とす るものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命じられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、第5条の時間外勤務とみなす。

(人事委員会との協議)

(人事委員会との協議)

第7条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 60 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市新川モール条例の制定について

浜松市新川モール条例を次のように定める。

## 浜松市新川モール条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浜松駅周辺部において、にぎわいを創出し、もって魅力の向上に資 するため設置する広場について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 広場は、浜松市新川モール(以下「モール」という。)といい、浜松市中区田町、 板屋町、鍛冶町及び旭町地内に置く。

(指定管理者による管理)

- 第3条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244 条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」と いう。)にモールの管理を行わせるものとする。
- 2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。
  - (1) 次条第1項及び第2項の許可に関する業務
  - (2) モールの施設、設備等の維持管理に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、モールの管理に関して市長が必要があると認める業務 (利用の許可)
- 第4条 モールを利用して次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。
  - (1) モールの一部を独占して見本市、展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
  - (2) 募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
  - (3) 業として写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為をすること。
- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の許可をしない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
  - (3) モールの施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。
- 4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可にモールの管理上必要な範囲内で条件を付け

ることができる。

(利用の許可に係る利用時間)

第5条 前条第1項又は第2項の許可に係る行為をするためモールを利用することができる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(行為の禁止)

- 第6条 モールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項若しくは同法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第2項の許可に係る行為については、この限りでない。
  - (1) モールの土地若しくは物件を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの現状を変更すること
  - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
  - (3) 土石、竹木等の物件をたい積すること。
  - (4) 土地の形質を変更すること。
  - (5) はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。
  - (6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
  - (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
  - (8) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
  - (9) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第2条第1項第8号に規定する車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
  - (10) 球戯をし、スケートボードをし、又はこれらに類する行為をすること。
  - (11) 寝泊まりすること。
  - (12) 風紀を乱し、又は乱すおそれのある行為をすること。
  - (13) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為を すること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 指定管理者は、モールの損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又はモールに関する工事のためやむを得ないと認められる場合において、モールを保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めてモールの利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用料金の納付)

第8条 第4条第1項又は第2項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定 管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を モールを利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。 ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようと するときも同様とする。
  - (1) 第4条第1項第1号に掲げる行為に係る許可 別表第1に定める額
  - (2) 第4条第1項第2号又は第3号に掲げる行為に係る許可 別表第2に定める額
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、モールの 利用に係る予納金(以下「利用予納金」という。)を収受することができる。
- 6 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用 料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第11条 利用者は、モールの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはモールからの退去を命じることができる。
  - (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
  - (2) 第4条第1項又は第2項の許可に付けた条件に違反した者
  - (3) 偽りその他不正な手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けた者
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、利用者に対し、前項 に規定する処分をし、又は必要な措置を命じることができる。
  - (1) モールに関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
  - (2) モールの保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、モールの管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむ

を得ない必要が生じた場合

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、モールの利用を終了したとき又は前条の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちにモールの施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 モールの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が 定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で 定める。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から 施行する。
- 2 第3条第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する 条例(平成20年浜松市条例第61号)第2条から第8条までの規定による指定の手続 その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

# 別表第1 (第8条関係)

### 1 施設

	和田時用民八	F- 24	F- //r	- <del>1.</del> pp	Λ Η
利用時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から	午後1時から	午後5時30分	午前9時か
		午後零時30	午後5時まで	から午後9時	ら午後9時
利用区分		分まで		30分まで	30分まで
全面	平日	円	円	円	円
		40, 370	46, 310	46, 310	132, 910
	日曜日、土曜日及び休日	52, 540	60, 240	60, 240	172,610
区分	平日	10, 690	12, 260	12, 260	35, 190
1	日曜日、土曜日及び休日	13, 910	15, 950	15, 950	45, 700
区分	平日	8, 340	9, 570	9, 570	27, 470
2	日曜日、土曜日及び休日	10,860	12, 450	12, 450	35, 680
区分	平日	10, 690	12, 260	12, 260	35, 190
3	日曜日、土曜日及び休日	13, 910	15, 950	15, 950	45, 700
区分	平日	10,650	12, 220	12, 220	35, 060
4	日曜日、土曜日及び休日	13, 860	15, 890	15, 890	45, 530

備考

1 休日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休

日をいい、平日とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。

- 2 午前から午後まで又は午後から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 3 利用者が準備、片付け又は展示品等を置くため利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。
  - (1) 準備又は片付けのため利用する場合は、所定の利用料金の7割に相当する額
  - (2) 継続利用で、そのまま展示品等を置く場合は、次に定める額
    - ア 第5条本文に規定する利用時間内 所定の利用料金の7割に相当する額 イ 第5条本文に規定する利用時間外 無料
- 4 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
  - (1) 第5条本文に規定する利用時間内に利用する場合は、1時間につき、夜間の 1時間当たりの利用料金に相当する額
  - (2) 第5条本文に規定する利用時間外に利用する場合は、1時間につき、夜間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### 2 附帯設備

規則で定める額

# 別表第2(第8条関係)

種目	単位	金額
募金、署名活動その他これらに類する行為	1人1日につき	110円
業として行う写真撮影、映画撮影、テレビジ	1件1日につき	4,400円
ョン撮影その他これらに類する行為		

第 61 号 議 案 令和 3年 2月19日提 出

浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この条例は、教育行政の一環となる学校給食の実施及び保護者等から徴収する学校給食の管理について必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この条例において「学校」とは、浜松市立の幼稚園、小学校及び中学校のうち規 則で定めるものをいう。
- 2 この条例において「学校給食」とは、学校において実施される給食をいう。 (学校給食の実施)
- 第3条 市は、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

- 第4条 市長は、前条の規定により実施される学校給食を受ける幼児、児童若しくは生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)又は学校給食を受ける者から、学校給食に要する経費のうちこれらの者が負担すべき経費(以下「学校給食費」という。)を徴収する。
- 2 学校給食費の額は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第1項に規定 する経費以外の学校給食に要する経費の範囲内で規則で定める額とする。
- 3 第1項の規定により徴収する学校給食費の納期限は、規則で定める。 (学校給食費の減免)
- 第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給 食費を減免することができる。

(遅延損害金)

第6条 保護者及び学校給食を受ける者は、納期限までに学校給食費を納付しないときは、 遅延損害金を市に納付しなければならない。この場合において、遅延損害金の額の計算 及び減免については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例(昭和33年浜松市条例 第5号)の規定による延滞金の額の計算及び減免の例による。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 包括外部監査契約締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和3年4月1日
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
  - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
  - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
  - (1) 住 所 愛知県名古屋市中区栄1丁目2番3号
  - (2) 氏 名 岡野 英生
  - (3) 資格 公認会計士